

広島市地域防災計画・広島市水防計画 (令和6年3月修正) 新旧対照表

※ 計画の内容に影響がない以下の軽微な修正は、事務局において修正する。

- ・ 組織改正に伴う組織名称の修正
- ・ 語句の置き換えに伴う修正 など

広島市地域防災計画・広島市水防計画(令和6年3月修正)の修正(案)目次

1. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第4章__災害復旧・復興計画	第4節__生活援護計画	第2__被災者に対する支援	39

2. 災害応急対策における協定の締結に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2.5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	36
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2.5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	37
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2.5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	38
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2.5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	83
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2.5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	84
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2.5節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	85

3. 1～2に掲げるもの以外の修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第1章__総則	第3節__処理すべき事務又は業務の大綱	第2__県	1
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第1__洪水予防対策	2
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第4__土砂災害・宅地災害等の予防対策	3
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第2節__風水害予防計画	第4__土砂災害・宅地災害等の予防対策	4
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表(風水害)	5
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表(風水害)	6
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)	7
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定避難所一覧表	8
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第6節__避難体制の整備	指定避難所一覧表	9
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第8節__自主防災体制の整備	第1__自主防災組織の実践活動の促進	10
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第9節__要配慮者に係る災害の予防対策	第1__要配慮者の現況	11
基本・風水害対策編	第2章__災害予防計画	第9節__要配慮者に係る災害の予防対策	第2__要配慮者に係る災害の予防対策	12

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第6__災害対策本部（表3-2-2）	13
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第6__災害対策本部（表3-2-2）	14
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第6__災害対策本部（表3-2-2）	15
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達（表3-3-1）	16
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達（表3-3-1）	17
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	18
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	27
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	28
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	29
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	30
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__気象情報等の収集及び伝達	31
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第4__災害情報の収集、伝達及び報告	32
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第3__給水対策	33
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第12節__医療・救護対策	—	34
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第19節__住宅等応急対策	第2__応急仮設住宅の建設	35
基本・風水害対策編	第4章__災害復旧・復興計画	第5節__企業等援護計画	第1__農林漁業関係の融資	40
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第1節__電力施設	第10__広島市との連絡体制	41
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第5__広島電鉄株式会社	42
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第5節__放送機関	第2__株式会社中国放送	43
水防計画	第4章__避難対策	第1節__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	第1__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等	44
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第4__津波への対応	45
水防計画	—	—	（付表）別表第5 水防上重要な場所	46
水防計画	—	—	（付表）別表第5 水防上重要な場所	56
水防計画	—	—	（付表）別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	60
水防計画	—	—	（付表）別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	61
水防計画	—	—	（付表）別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	62
水防計画	—	—	（付表）別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	63
水防計画	—	—	（付表）別表第12 水防信号施設	64

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
震災対策編	第2章__震災予防計画	第2節__土地利用の合理的な規制・誘導	第4__防災に配慮した宅地造成	65
震災対策編	第2章__震災予防計画	第7節__建築物等の耐震性の向上	第1__建築物等の耐震性の向上	66
震災対策編	第2章__震災予防計画	第14節__避難体制の整備	第5__避難路の整備	67
震災対策編	第2章__震災予防計画	第14節__避難体制の整備	第8__食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	68
震災対策編	第2章__震災予防計画	第14節__避難体制の整備	第8__食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	69
震災対策編	第2章__震災予防計画	第16節__要配慮者に係る災害の予防対策	第1__要配慮者の現況	70
震災対策編	第2章__震災予防計画	第19節__自主防災体制の整備・防災訓練の実施	第1__自主防災組織の実践活動の促進	71
震災対策編	第2章__震災予防計画	第20節__防災まちづくりの実践	第1__防災まちづくり活動の促進	72
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部（表3-2-2）	73
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部（表3-2-2）	74
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部（表3-2-2）	75
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第2__津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	76
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第4__災害情報の収集、伝達及び報告	77
震災対策編	第3章__震災応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第4__被害状況の把握	78
震災対策編	第3章__震災応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第8__広報対策	79
震災対策編	第3章__震災応急対策	第12節__医療・救護対策	—	80
震災対策編	第3章__震災応急対策	第19節__住宅等応急対策	第2__応急仮設住宅の建設	81
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	82
震災対策編	第4章__津波災害対策	第3節__津波災害の予防対策	第1__津波に対する防災意識の啓発等	86
震災対策編	第5章__南海トラフ地震防災対策推進計画	第4節__津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	第5__津波避難対策	87

修正前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁 4
第1 本市 (略)	
第2 県	
<u>1 災害情報の収集・伝達及び被害調査</u> <u>2 災害広報</u> <u>3 被災者の救出・救助等の措置</u> <u>4 被災施設の応急復旧</u> <u>5 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置</u> <u>6 被災児童・生徒等に対する応急教育</u> <u>7 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</u> <u>8 災害時におけるボランティア活動の支援</u> <u>9 震災時における被災建築物応急危険度判定</u> <u>10 震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定</u> <u>11 自衛隊に対する派遣要請</u> <u>12 災害救助法の適用に関する事項</u> <u>13 広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知</u>	

修正後
修正理由 現状に即した修正
第1 本市 (略)
第2 県
<u>1 津波警報等の伝達</u> <u>2 災害情報の収集及び伝達</u> <u>3 被害調査</u> <u>4 災害広報</u> <u>5 被災者の救出・救助等の措置</u> <u>7 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置</u> <u>8 被災児童、生徒等に対する応急教育</u> <u>9 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</u> <u>10 災害時におけるボランティア活動の支援</u> <u>11 被災建築物応急危険度判定</u> <u>12 被災宅地危険度判定</u> <u>13 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 16
第1 洪水予防対策 (略) 2 河川の改修 (略) (4) 普通河川の改修《下水道局河川防災課》 本市が管理する普通河川は、653 河川で総延長は約 540 km(平成 29 年 4 月 1 日現在)ある。これらの河川のうち約 5 割は、河積が狭く、かつ、自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。 こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら時間雨量 79.2 mmの降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画(附表)の「水防上重要な場所」に定めるところによる。 (5) ため池の整備《経済観光局農林整備課》 明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。 <u>(6) (新規)</u> <hr/> <hr/> <hr/>	

修正後
修正理由 広島県地域防災計画の修正に伴う修正
第1 洪水予防対策 (略) 2 河川の改修 (略) (4) 普通河川の改修《下水道局河川防災課》 本市が管理する普通河川は、653 河川で総延長は約 540 km(平成 29 年 4 月 1 日現在)ある。これらの河川のうち約 5 割は、河積が狭く、かつ、自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。 こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら時間雨量 79.2 mmの降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画(附表)の「水防上重要な場所」に定めるところによる。 (5) ため池の整備《経済観光局農林整備課》 明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。 <u>(6) 流域治水の取組《下水道局河川防災課》</u> <u>気候変動により、近年、頻発・激甚化する水災害に対応するため、一級・二級河川を対象として、流域治水プロジェクトが策定され、流域全体のあらゆる関係者が連携の下、河川改修をはじめとする様々な治水対策に取り組んでいる。</u>

修 正 前													
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 21												
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約5,000か所にも及んでいる。 こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。 (1) <u>急傾斜地崩壊対策事業</u> の推進《下水道局河川防災課》 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。 <u>（新規）</u> <hr/> なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば5,012か所（令和4年2月24日時点）となっている。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>実 施 担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定と指定に伴う防 災工事の働きかけ</td> <td>指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び防 災工事の促進を県に働きかける。</td> <td>・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課</td> </tr> <tr> <td>指定地区における建 築制限</td> <td>建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく災害危険区域の指定により新築等 の建築制限を行う。</td> <td>・都市整備局建築指導課 ・各区建築課</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2">急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	実 施 担 当	指定と指定に伴う防 災工事の働きかけ	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び防 災工事の促進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課	指定地区における建 築制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく災害危険区域の指定により新築等 の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課	備 考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。		
項 目	内 容	実 施 担 当											
指定と指定に伴う防 災工事の働きかけ	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び防 災工事の促進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課											
指定地区における建 築制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく災害危険区域の指定により新築等 の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課											
備 考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。												

修 正 後													
修 正 理 由 現状に即した修正													
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約5,000か所にも及んでいる。 こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。 (1) <u>急傾斜地崩壊対策事業等</u> の推進《下水道局河川防災課》 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。 <u>また、個人による急傾斜地の対策工事を支援するため、一定の要件を満たす所有者等が実施する対策工事費に対して補助金を支給する。</u> なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば5,006か所（令和5年9月28日時点）となっている。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>実 施 担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定と指定に伴う対 策事業の推進</td> <td>指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び対 策事業の推進を県に働きかける。</td> <td>・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課</td> </tr> <tr> <td>指定地区における建 築制限</td> <td>建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく災害危険区域の指定により新築等 の建築制限を行う。</td> <td>・都市整備局建築指導課 ・各区建築課</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2">急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	実 施 担 当	指定と指定に伴う対 策事業の推進	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び対 策事業の推進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課	指定地区における建 築制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく災害危険区域の指定により新築等 の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課	備 考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。		
項 目	内 容	実 施 担 当											
指定と指定に伴う対 策事業の推進	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び対 策事業の推進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課											
指定地区における建 築制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく災害危険区域の指定により新築等 の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課											
備 考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。												

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 22
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 (略)</p> <p>2 土石流災害の予防対策 市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば2,770か所（令和4年2月24日時点）となっている。 こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。</p> <p>(1) 砂防事業の促進《下水道局河川防災課》 県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防事業の促進について積極的に働きかける<u>とともに、当該区域が危険である旨の表示板等の設置を促進する。</u> また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」及び「安芸南部山系直轄砂防事業」の促進についても積極的に働きかける。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 (略)</p> <p>4 宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）<u> </u>に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、令和4年10月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は63か所、<u>432.22</u>haとなっている。 (広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照) こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 ※ <u>(新規)</u> _____ _____</p>	

修正後	
修正理由 法改正及び時点修正に伴う修正	
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 (略)</p> <p>2 土石流災害の予防対策 市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば2,770か所（令和5年9月28日時点）となっている。 こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。</p> <p>(1) 砂防事業の促進《下水道局河川防災課》 県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防事業の促進について積極的に働きかける<u>(削除)</u>。 また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」及び「安芸南部山系直轄砂防事業」の促進についても積極的に働きかける。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 (略)</p> <p>4 宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）<u>(※)</u>に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、令和5年10月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は70か所、<u>427.62</u>haとなっている。 (広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照) こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 ※ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和5年5月に施行され、その規制区域を新たに指定し、盛土等の規制を行うこととされたが、規制区域を新たに指定するまでの間は、引き続き従前の規制が行われる。</u></p>	

修正前									
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備							頁 37～44		
指定緊急避難場所一覧表（風水害）									
P37									
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
10	基町	基町幼稚園	中区	基町 20-3	教室	1	○	○	—
(新設)									
11	幟町	幟町小学校	中区	幟町 3-10	体育館・教室	3	○	㊟	○
22	竹屋	西平塚集会所	中区	西平塚町 6-9	集会室	2	○	—	○
(略)									
P40									
237	楠那	楠那保育園	南区	楠那 7-10	保育室	3	—	㊟	○
(略)									
P42									
385	梅林	緑井保育園	安佐南区	緑井八丁目 24-3	保育室	2	—	○	○
(新設)									
386	八木	八木小学校	安佐南区	八木九丁目 17-1	体育館・教室	4	○	○	㊟
(略)									
P43									
397	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目 31-1	体育館・教室	4	○	○	㊟
(新設)									
399	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目 7-1	体育館・教室	3	○	○	㊟
(略)									
P44									
329	高南	高南集会所	安佐北区	白木町大字秋山 2391-1	集会室	2	○	○	㊟

修正後									
修正理由 時点修正									
指定緊急避難場所一覧表（風水害）									
P37									
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
10	基町	基町幼稚園	中区	基町 20-3	教室	1	○	○	—
	基町	広島サッカースタジアム(エディオンピースウィング広島)	中区	基町 15-2-1	コンコース等	7	○	○	○
11	幟町	幟町小学校	中区	幟町 3-10	体育館・教室	3	○	㊟	○
(削除)									
(略)									
P40									
237	楠那	楠那保育園	南区	楠那 7-10	保育室	3	—	㊟	○
(略)									
P42									
385	梅林	緑井保育園	安佐南区	緑井八丁目 24-3	保育室	2	—	○	○
	梅林	広島市豪雨災害伝承館	安佐南区	八木三丁目 24-23	研修室等	2	㊟	○	○
386	八木	八木小学校	安佐南区	八木九丁目 17-1	体育館・教室	4	○	○	㊟
(略)									
P43									
397	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目 31-1	体育館・教室	4	○	○	㊟
	緑井	(近隣地区からの車中避難用)ラック緑井	安佐南区	緑井五丁目 22-1	4階及び屋上駐車場	4	○	○	○
399	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目 7-1	体育館・教室	3	○	○	㊟
(略)									
P44									
(削除)									

修正前									
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備								頁 45～49	
指定緊急避難場所一覧表（風水害）									
P45									
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
542	深川	高陽公民館	安佐北区	深川五丁目13-12	ホール	2	○	○	＝
(略)									
544	深川	深川児童館	安佐北区	深川五丁目12-2	遊戯室	2	○	○	＝
(略)									
577	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・教室	4	○	○	○
(新設)									
578	口田	口田南集会所	安佐北区	口田南二丁目21-23	集会室	1	○	○	○
(略)									
582	大林	大林集会所	安佐北区	大林二丁目8-33	集会室	2	○	○	○
583	大林	桧山森とむら交遊センター	安佐北区	白木町大字市川6395	体育館・教室	2	＝	○	○
(略)									
P46									
616	可部南	中屋集会所	安佐北区	可部南四丁目10-37	集会所	1	○	○	＝
(新設)									
617	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・教室	3	＝	○	○
(略)									
634	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室1544	体育館・教室	4	○	○	㊟
(新設)									
635	飯室	安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町大字小河内4579-3	研修室	2	＝	○	○
(略)									
P48									
771	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・教室	3	○	○	○
(新設)									
772	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・教室	4	○	○	○
(略)									
P49									
813	五日市中央	鈴峰園保育園	佐伯区	五日市中央四丁目15-11	保育室	2	○	○	㊟
(略)									
827	五日市南	広島なぎさ中学校・高等学校	佐伯区	海老山南一丁目13-15	体育館	2	○	○	○

修正後									
修正理由 時点修正									
指定緊急避難場所一覧表（風水害）									
P45									
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
542	深川	高陽公民館	安佐北区	深川五丁目13-12	ホール	2	○	○	㊟
(略)									
544	深川	深川児童館	安佐北区	深川五丁目12-2	遊戯室	2	○	○	㊟
(略)									
577	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・教室	4	○	○	○
		口田	安佐北区	口田南二丁目7-3	遊戯室	2	○	○	○
578	口田	口田南集会所	安佐北区	口田南二丁目21-23	集会室	1	○	○	○
(略)									
582	大林	大林集会所	安佐北区	大林二丁目8-33	集会室	2	○	○	○
(削除)									
(略)									
P46									
616	可部南	中屋集会所	安佐北区	可部南四丁目10-37	集会所	1	○	○	＝
	可部南	安佐北コミュニティセンター	安佐北区	可部南二丁目1-38	ホール	6	○	○	㊟
617	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・教室	3	＝	○	○
(略)									
634	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室1544	体育館・教室	4	○	○	㊟
	飯室	飯室児童館	安佐北区	安佐町大字飯室1544-1	遊戯室	2	○	○	㊟
635	飯室	安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町大字小河内4579-3	研修室	2	＝	○	○
(略)									
P48									
771	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・教室	3	○	○	○
	石内北	石内北学区集会所	佐伯区	石内北一丁目5-33	集会室・談話室等	1	○	○	○
772	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・教室	4	○	○	○
(略)									
P49									
(削除)									
(略)									
827	五日市南	広島なぎさ中学校・高等学校	佐伯区	海老山南一丁目13-10	体育館	2	○	○	○

修正前							
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備					頁 50～51		
指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）							
P50							
番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
14	江波小学校	中区	江波南二丁目 2-53	体育館・グラウンド	○	○	—
<u>(新設)</u>							
<u>(新設)</u>							
15	吉島公園	中区	羽衣町 16	公園	○	—	○
(略)							
P51							
<u>68</u>	<u>広島競輪場</u>	<u>南区</u>	<u>宇品海岸三丁目 6</u>	<u>周辺駐車場・走路内</u>	<u>○</u>	<u>—</u>	<u>○</u>
69	広島市民球場（マツダスタジアム）	南区	南蟹屋二丁目 3-1	_____	○	—	○

修正後							
修正理由 時点修正							
指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）							
P50							
番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
14	江波小学校	中区	江波南二丁目 2-53	体育館・グラウンド	○	○	—
	<u>広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）</u>	<u>中区</u>	<u>基町 15-2-1</u>	<u>コンコース等</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>—</u>
	<u>旧広島市民球場跡地イベント広場（ひろしまゲートパークプラザ）</u>	<u>中区</u>	<u>基町 5</u>	<u>公園</u>	<u>○</u>	<u>—</u>	<u>○</u>
15	吉島公園	中区	羽衣町 16	公園	○	—	○
(略)							
P51							
<u>(削除)</u>							
69	広島市民球場（マツダスタジアム）	南区	南蟹屋二丁目 3-1	<u>球場内・正面ゲート付近</u>	○	—	○

修正前						
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備					頁 55	
指定避難所一覧表						
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
2	白島	安田女子中学高等学校	中区	白島北町1-41	体育館・体育室	677

修正後						
修正理由 時点修正						
指定避難所一覧表						
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
2	白島	広島県立文化芸術ホール	中区	白島北町19-1	4階リハーサル室	54

修正前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 59
--	-------------

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
181	湯来西	湯来西小学校	佐伯区	湯来町大字多田甲 2419	体育館・教室	331

修正後

修正理由 時点修正

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
181	湯来西	湯来西公民館	佐伯区	湯来町大字多田 2712	ホール	264

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災体制の整備	頁 65
<p>第1 自主防災組織の実践活動の促進《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》 (略)</p> <p>4 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、<u>広島市総合防災センターにおいて実施する自主防災組織研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、自主防災組織のリーダーが集まり、地域の防災活動に関する情報等を共有するリーダー懇談会を実施する。</u> <u>また、</u>防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。</p>	

修正後	
修正理由 現状に即した修正	
<p>第1 自主防災組織の実践活動の促進《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》 (略)</p> <p>4 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、<u>(削除)</u> <u> </u>防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。</p>	

修正前		
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	頁	68
第1 要配慮者の現況 <u>《新規</u> <u>》</u> 本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、 <u>（新規）</u> 、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種別	人数（人）	資料出所
高齢者（65歳以上）	<u>302,154</u>	住民基本台帳 <u>（R2.3.31）</u>
<u>在宅ひとり暮らし高齢者</u>	<u>46,008</u>	<u>高齢福祉課（H29.3.31）</u>
心身障害者・児	※1 <u>47,773</u>	障害福祉課 <u>（R4.3.31）</u>
精神障害者	※2 <u>18,446</u>	精神保健福祉センター <u>（R4.3.31）</u>
<u>（新規）</u>		
乳幼児（0～6歳）	<u>77,979</u>	住民基本台帳 <u>（H28.3.31）</u>
外国人市民	<u>19,900</u>	住民基本台帳 <u>（R2.9.30）</u>
※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。 <u>（新規）</u>		

修正後		
修正理由	時点修正	
第1 要配慮者の現況 <u>《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、子ども未来局子ども未来調整課》</u> 本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、 <u>難病患者</u> 、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種別	人数（人）	資料出所
高齢者（65歳以上）	<u>308,691</u>	住民基本台帳 <u>（R5.3.31）</u>
<u>一人暮らし高齢者（65歳以上）</u>	<u>63,569</u>	<u>令和2年度国勢調査</u>
心身障害者・児	※1 <u>49,106</u>	障害福祉課 <u>（R5.9.30）</u>
精神障害者	※2 <u>19,354</u>	精神保健福祉センター <u>（R5.3.31）</u>
<u>難病患者</u>	※3 <u>9,999</u>	<u>健康推進課（R5.3.31）</u>
乳幼児（0～6歳）	<u>64,664</u>	住民基本台帳 <u>（R5.3.31）</u>
外国人市民	<u>20,229</u>	住民基本台帳 <u>（R5.3.31）</u>
※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。 <u>※3 難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。</u>		

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	頁 69
第2 要配慮者に係る災害の予防対策 (略) 3 外国人市民に対する防災対策の推進 《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》 外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、 <u>救急・防災パンフレットを活用した</u> 外国人市民対象の防災講習会や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック <u>(新規)</u> 、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。 また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。	

修正後	
修正理由 現状に即した修正	
第2 要配慮者に係る災害の予防対策 (略) 3 外国人市民に対する防災対策の推進 《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》 外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、 <u>(削除)</u> 外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック <u>(リーフレット版)</u> 、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。 また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。	

修正前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁	90
第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 (略) 3 組織及び運営 《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。 (1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要 ア 市災害対策本部の組織及び指揮の概要は、表3-2-1のとおりとする。 イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。 (略) 表3-2-2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務		
班名	要員	分掌事務
総務班	(略)	
統制・検討班	(略)	
情報班	集計担当	(略)
	各局担当	
	各区担当	
監視班	危機管理室職員 消防局職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 防災行政無線の運用に関すること。
受援班	(略)	

修正後		
修正理由 防災行政無線同報系のシステム連携により、放送要員が不要となったことに伴う修正		
第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 (略) 3 組織及び運営 《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。 (1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要 ア 市災害対策本部の組織及び指揮の概要は、表3-2-1のとおりとする。 イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。 (略) 表3-2-2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務		
班名	要員	分掌事務
総務班	(略)	
統制・検討班	(略)	
情報班	集計担当	(略)
	各局担当	
	各区担当	
監視班	危機管理室職員 消防局職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 防災行政無線の運用に関すること。
受援班	(略)	

修正前												
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 97											
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務												
(略)												
都市整備局	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">■スタジアム建設部</td> <td>1</td> <td>計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>他課の応援に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </table>	■スタジアム建設部	1	計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること	2	<u>他課の応援に関すること</u>	3	<u>(新規)</u>				
	■スタジアム建設部		1	計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること								
2			<u>他課の応援に関すること</u>									
3		<u>(新規)</u>										
(略)												
道路局	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●<u>東部地区連続立体交差整備事務所</u> </td> <td>1</td> <td>道路の通行規制に関すること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>道路啓開等の応急復旧の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●<u>東部地区連続立体交差整備事務所</u> 	1	道路の通行規制に関すること	2	道路啓開等の応急復旧の総括に関すること	3	道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること	4	緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること	5	応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●<u>東部地区連続立体交差整備事務所</u> 		1	道路の通行規制に関すること								
			2	道路啓開等の応急復旧の総括に関すること								
			3	道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること								
4			緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること									
5		応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">●<u>都市交通部</u></td> <td>1</td> <td>アストラムラインの高架部・地下部施設の<u>災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること</td> </tr> </table>	● <u>都市交通部</u>	1	アストラムラインの高架部・地下部施設の <u>災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u>	2	<u>バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること</u>	3	公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること					
● <u>都市交通部</u>		1	アストラムラインの高架部・地下部施設の <u>災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u>									
		2	<u>バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること</u>									
	3	公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること										
<u>(新規)</u>												
<u>(新規)</u>												

修正後												
修正理由 (都市整備局) サッカースタジアム建設完了に伴う修正 (道路交通局) 組織改正に伴う修正												
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務												
(略)												
都市整備局	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">■スタジアム建設部</td> <td>1</td> <td>計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>所管施設の防護に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>他課の応援に関すること</u></td> </tr> </table>	■スタジアム建設部	1	計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること	2	<u>所管施設の防護に関すること</u>	3	<u>他課の応援に関すること</u>				
	■スタジアム建設部		1	計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること								
2			<u>所管施設の防護に関すること</u>									
3		<u>他課の応援に関すること</u>										
(略)												
道路局	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 <u>(削除)</u> </td> <td>1</td> <td>道路の通行規制に関すること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>道路啓開等の応急復旧の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 <u>(削除)</u> 	1	道路の通行規制に関すること	2	道路啓開等の応急復旧の総括に関すること	3	道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること	4	緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること	5	応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 <u>(削除)</u> 		1	道路の通行規制に関すること								
			2	道路啓開等の応急復旧の総括に関すること								
			3	道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること								
4			緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること									
5		応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">●<u>公共交通政策部</u></td> <td>1</td> <td>アストラムラインの高架部・地下部施設の <u>(削除)</u> 被害状況の確認等に係る <u>(削除)</u> 広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>(削除)</u> 広島ヘリポートの防護に関すること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること</td> </tr> </table>	● <u>公共交通政策部</u>	1	アストラムラインの高架部・地下部施設の <u>(削除)</u> 被害状況の確認等に係る <u>(削除)</u> 広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること	2	<u>(削除)</u> 広島ヘリポートの防護に関すること	3	公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること					
● <u>公共交通政策部</u>		1	アストラムラインの高架部・地下部施設の <u>(削除)</u> 被害状況の確認等に係る <u>(削除)</u> 広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること									
		2	<u>(削除)</u> 広島ヘリポートの防護に関すること									
	3	公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">●<u>交通施設整備部</u></td> <td>1</td> <td><u>アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>バスターミナルの防護に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u></td> </tr> </table>	● <u>交通施設整備部</u>	1	<u>アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u>	2	<u>バスターミナルの防護に関すること</u>	3	<u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u>					
● <u>交通施設整備部</u>		1	<u>アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u>									
		2	<u>バスターミナルの防護に関すること</u>									
	3	<u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u>										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">●<u>東部地区連続立体交差整備事務所</u></td> <td>1</td> <td><u>東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u></td> </tr> </table>	● <u>東部地区連続立体交差整備事務所</u>	1	<u>東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること</u>	2	<u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u>							
● <u>東部地区連続立体交差整備事務所</u>		1	<u>東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること</u>									
	2	<u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u>										

修正前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 98	
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ●経営企画課 	<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関する事 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事 局に属する職員の招集に関する事 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 災害関係の予算及び資金に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事 局の庶務に関する事 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ●河川防災課 	<ol style="list-style-type: none"> 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事 <u>3. (新用)</u>
	管理部 <ul style="list-style-type: none"> ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター 	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報、水防情報等情報収集及び連絡に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事 所管の樋門の操作に関する事 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関する事
	施設部 <ul style="list-style-type: none"> ●計画調整課 	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関する事 下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ●管路課 ●施設課 	<ol style="list-style-type: none"> 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関する事

修正後		
修正理由 現状に即した修正		
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務		
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ●経営企画課 	<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関する事 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事 局に属する職員の招集に関する事 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 災害関係の予算及び資金に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事 局の庶務に関する事 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ●河川防災課 	<ol style="list-style-type: none"> 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事 <u>3. 土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</u>
	管理部 <ul style="list-style-type: none"> ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター 	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報、水防情報等情報収集及び連絡に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事 所管の樋門の操作に関する事 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関する事
	施設部 <ul style="list-style-type: none"> ●計画調整課 	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関する事 下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ●管路課 ●施設課 	<ol style="list-style-type: none"> 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事 緊急を要する他の課への応援に関する事 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関する事

修正前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 118										
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般の利用に適合するもの</td> <td>大雨特別警報 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。</td> </tr> <tr> <td>地面現象警報(※1) 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>浸水警報(※1) 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	発 表 基 準	一般の利用に適合するもの	大雨特別警報 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。	(略)	高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	地面現象警報(※1) 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	浸水警報(※1) 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	(略)	
種 類	発 表 基 準										
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。										
	(略)										
	高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。										
	地面現象警報(※1) 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。										
	浸水警報(※1) 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。										
(略)											

修正後											
修正理由 気象業務法及び計量法施行令の一部を改正する政令の改正に伴う修正。											
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般の利用に適合するもの</td> <td>大雨特別警報 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。</td> </tr> <tr> <td>土砂崩れ警報 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>浸水警報(※1) 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	発 表 基 準	一般の利用に適合するもの	大雨特別警報 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。	(略)	高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	土砂崩れ警報 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	浸水警報(※1) 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	(略)	
種 類	発 表 基 準										
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。										
	(略)										
	高潮警報 高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。										
	土砂崩れ警報 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。										
	浸水警報(※1) 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。										
(略)											

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 119
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準	
種 類	発 表 基 準
一般の 利用に 適合する もの	(略)
	低温注意報 低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、気温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表。
	地面現象注意報（※1） 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報（※1） 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
(略)	

修正後	
修正理由 気象業務法及び計量法施行令の一部を改正する政令の改正に伴う修正。	
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準	
種 類	発 表 基 準
一般の 利用に 適合する もの	(略)
	低温注意報 低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、気温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表。
	土砂崩れ注意報 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報（※1） 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
(略)	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 120～127
第2 気象情報等の収集及び伝達 警報・注意報発表基準一覧表（略）	

修正後	
修正理由 時点修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 警報・注意報発表基準一覧表（修正（案）19～26 ページ参照）	

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市中区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	広島県	広島県
	(浸水害)	表面雨量指数基準
(土砂災害)	表面雨量指数基準	16
	土壌雨量指数基準	120
洪水	流域雨量指数基準	旧本田川流域=43.4、天満川流域=29.9、元安川流域=23.1、 京橋川流域=9.1
	複合基準*1	指定河川洪水予報 指定河川洪水予報 による基準
暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風警	平均風速 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪 高潮	2.5m 潮位
大雨	表面雨量指数基準	12
	土壌雨量指数基準	94
洪水	流域雨量指数基準	旧本田川流域=34.7、天満川流域=19.1、元安川流域=18.4、 京橋川流域=4.1
	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準
強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速 陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪 高潮	1.5m 潮位
雷	雷	2.1m 落雷等により被害が予想される場合
	靄雪	
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度35%で実対湿度65% ①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2
なだれ	低湿	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期: 最低気温<4℃以下*3
	霜	4月以降の凍霜 最低気温<4℃以下*4
着水	着水	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上
	着雪	気温: 0℃~3℃ 1時間雨量
記録的短時間大雨情報		110mm

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市真区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	広島・県	広島市
	土壌雨量指数基準	13
大雨 (浸水害) (土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	流域雨量指数基準	府中大川流域=7.9、矢口川流域=3.3、小河原川流域=6.1
洪水	橋合基準*1	—
	指定河川洪水予報 による基準	太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕
警報	平均風速	20m/s
	平均風速	20m/s 雪を伴う
暴風雪	平均風速	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	降雪の深さ	—
波浪	有義波高	—
	潮位	—
大雨	表面雨量指数基準	10
	土壌雨量指数基準	94
洪水	流域雨量指数基準	府中大川流域=6.3、矢口川流域=2.5、小河原川流域=4.8
	複合基準*1 による基準	—
強風	指定河川洪水予報	太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕
	平均風速	12m/s
大雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
波浪	有義波高	—
	潮位	—
高潮	潮位	—
	降雪等に よる被害が予想される場合	—
融雪	視程	100m
	濃霧	最小湿度35%で実効湿度65%
なだれ	①降雪の深さ40cm以上	—
	②積雪の深さ50cm以上 あり最高気温10℃以上*2	—
低温	夏期: 最高気温又は最低気温が 平年より6℃以上低い	—
	冬期: 最低気温-4℃以下*3	—
霜	4月以降の降雪: 最低気温4℃以下*4	—
	着水	—
着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上	—
	気温: 0℃~3℃	—
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市南区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	広島・県	広島市
	表面雨量指数基準 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 19 流域雨量指数基準 120
洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=22, 府中大川流域=13.1
	指定河川洪水予報 種合基準*1 による基準	— 大田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕
暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪 高潮	有義波高 2.5m 潮位 2.5m
大雨	表面雨量指数基準	14
	土壌雨量指数基準 流域雨量指数基準	94 猿猴川流域=17.6, 府中大川流域=10.4
洪水	種合基準*1 指定河川洪水予報 による基準	— —
	強風	平均風速 陸上 12m/s 海上 15m/s
風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
高潮 雷	有義波高	1.5m
	潮位	2.1m
融雪	落雷等により被害が予想される場合	—
	濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	—
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2
低温	夏期 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い	—
	冬期 最低気温-4℃以下*3	—
霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下*4	—
	着水	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上
着雪	気温: 0℃~3℃	—
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 110mm

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市西区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	広島・県	広島・県
	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
大雨 (土砂災害)	流域雨量指数基準	118
	指定河川洪水予報	八幡川(はちまんがわ)流域= 6.8 八幡川(はちまんがわ)流域=(11.61) 太田川下流【中野・矢口第一・祇園大橋】 による基準
警報	暴風	平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高 2.5m
大雨	潮位	2.5m
	土壌雨量指数基準	14
洪水	流域雨量指数基準	93
	指定河川洪水予報	八幡川(はちまんがわ)流域= 5.4 八幡川(はちまんがわ)流域=(7.54) 太田川下流【中野・矢口第一・祇園大橋】 による基準
強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	有義波高	1.5m
融雪	潮位	2.1m
	落雷等により被害が予想される場合	
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%
なだれ	①降雪の深さ40cm以上	
	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上*2	
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い	
	冬期:最低気温-4°C以下*3	
霜	4月以降の晩霜:最低気温4°C以下*4	
	着水	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上
着雪	気温:0°C~3°C	
	1時間雨量	110mm

記録的短時間大雨情報

- *1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
- *2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
- *3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
- *4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安芸南区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域 (土砂災害)	広島・県	広島・県
	表面雨量指数基準	17
大雨	土壌雨量指数基準	118
	流域雨量指数基準	山本川流域=5.5, 古川流域=21, 安川流域=18.4, 奥畑川流域=8.9, 大塚川流域=7.5, 吉山川流域=12.8
洪水	複合基準*1	山本川流域=(10, 4.9)
	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流〔土居・加計・坂室〕, 太田川下流〔中野・矢口第一・砥園大橋〕
警報	平均風速	20m/s
	暴風警	20m/s 雪を伴う
大雪	平均風速	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	降雪の深さ	平地
波浪	有義波高	
	潮位	
大雨	表面雨量指数基準	13
	土壌雨量指数基準	93
洪水	流域雨量指数基準	山本川流域=4, 古川流域=16.8, 安川流域=14.7, 奥畑川流域=7.1, 大塚川流域=6, 吉山川流域=10.2
	複合基準*1	山本川流域=(6, 4.4)
強風	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流〔土居・加計・坂室〕, 太田川下流〔中野・矢口第一・砥園大橋〕
	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
波浪	有義波高	
	潮位	
注意報	落雷等により被害が予想される場合	
	視程	100m
濃霧	最小視度35%で実効湿度65%	
	①降雪の深さ40cm以上	
なだれ	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	③積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ④積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ⑤積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ⑥積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ⑦積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ⑧積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ⑨積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2 ⑩積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
霜	夏季: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬季: 最低気温<4℃以下*3	
	4月以降の降雪 最低気温<4℃以下*4	
着水	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上	
	気温: 0℃~3℃	110mm
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。
*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*3 冬季の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安芸北区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	広島・呉	
	表面雨量指数基準	115
大雨 (浸水害) (土砂災害)	土壌雨量指数基準	17
	流域雨量指数基準	錦旗川流域=13、吉山川流域=16.8、小河内川流域=10.9、根谷川流域=17、南原川流域=9.9、小河原川流域=10.1、栄堂川流域=10.7、山倉川流域=4.9、行森川流域=5.8、矢口川流域=3.7、三徳川流域=17.6、大毛寺川流域=10.3
洪水	複合基準*1	三徳川流域=(10、15.8)
	指定河川洪水予報 による基準	大田川上流【土居・加計・新巻】、大田川下流【中野・矢口第一・祇園大橋】、三徳川【中深川】、根谷川【新山橋】
暴風	平均風速	20m/s
	平均風速	20m/s 雪を伴う
暴風雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm
		山地 12時間降雪の深さ45cm
波浪 高潮	有義波高	
	潮位	
大雨	表面雨量指数基準	10
	土壌雨量指数基準	90
洪水	流域雨量指数基準	錦旗川流域=10.4、吉山川流域=13.4、小河内川流域=8.7、根谷川流域=13.6、南原川流域=7.9、小河原川流域=8、栄堂川流域=8.5、山倉川流域=3.9、行森川流域=4.6、矢口川流域=2.9、三徳川流域=14、大毛寺川流域=8.2
	複合基準*1	三徳川流域=(9、14)
強風	指定河川洪水予報 による基準	大田川上流【土居・加計・新巻】、大田川下流【中野・矢口第一・祇園大橋】、三徳川【中深川】、根谷川【新山橋】
	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm
波浪 高潮	有義波高	
	潮位	山地 12時間降雪の深さ25cm
大雪	降雪等に よって	
	降雪等に よって	
霜	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%
霜 著氷 降雪	なぞれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上**2
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期:最低気温<4°C以下*3
霜 著氷 降雪	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下*4
	著氷	
降雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上	
	気温:0°C~3°C	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安芸区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	広島・県	広島市
	表面雨量指数基準	18
大雨 (浸水害) (土砂災害)	土壌雨量指数基準	118
	流域雨量指数基準	瀬野川流域=14, 矢野川流域=7.1, 熊野川流域=9.4
洪水	複合基準*1	瀬野川流域=(11, 12.6), 矢野川流域=(11, 6.3), 熊野川流域=(11, 8.4)
	指定河川洪水予報 による基準	—
警報	平均風速	陸上 20m/s
	暴風	海上 25m/s
	暴風雪	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪 高潮	有義波高 2.5m 潮位 2.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準 14 土壌雨量指数基準 93 流域雨量指数基準 瀬野川流域=11.2, 矢野川流域=5.6, 熊野川流域=7.5
	洪水	複合基準*1 瀬野川流域=(11, 11.2), 矢野川流域=(11, 5.6), 熊野川流域=(11, 7.5) 指定河川洪水予報 による基準 —
	強風	平均風速 陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速 陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪 高潮	有義波高 1.5m 潮位 2.1m
	雪	降雪等により被害が予想される場合
	融雪	視程 陸上 100m 海上 500m
	濃霧	最小湿度35%で実効湿度65%
	乾燥	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2
なだれ	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3	
低温	4月以降の降雪 最低気温4℃以下*4	
霜	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上	
着氷	気温:0℃~3℃	
着雪	1時間雨量 110mm	
記録的短時間大雨情報		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 佐伯区	府県予報区	広島県
	一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域 (浸水害) (土砂災害)	広島県	広島県
	表面雨量指数基準	19
大雨	土壌雨量指数基準	11.6
	流域雨量指数基準	八幡川(やほたがわ)流域=21.1、石内川流域=10.5、岡ノ下川流域=12.2、打尾谷川流域=10.9、水内川流域=30.2、伏谷川流域=10.1
洪水	複合基準*1	—
	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流【土居・加計・飯室】
警報	暴風	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風警	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	右義波高 2.5m
大雨	潮位	2.5m
	表面雨量指数基準	14
洪水	土壌雨量指数基準	91
	流域雨量指数基準	八幡川(やほたがわ)流域=16.8、石内川流域=8.4、岡ノ下川流域=9.2、打尾谷川流域=8.7、水内川流域=24.1、伏谷川流域=8
強風	複合基準*1 による基準	—
	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流【土居・加計・飯室】
風雪	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	右義波高 1.5m
高潮	潮位	2.1m
	融雪	降雪等により被害が予想される場合
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%
なだれ	①降雪の深さ40cm以上	—
	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	—
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い	—
	冬期:最低気温-4℃以下*3	—
霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下*4	—
	着氷	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上
着雪	気温:0℃~3℃	—
	1時間雨量	11.0mm

注: 記載的短時間大雨情報

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 128
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 2 洪水予報 (略) (4) 受信及び伝達 洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から <u>FAX及びEメール</u> で受信する。	

修正後
修正理由 現状に即した修正
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 2 洪水予報 (略) (4) 受信及び伝達 洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から <u>Eメール</u> で受信する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 133
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 3 水防警報 (略) (6) 受信及び伝達 太田川河川事務所から <u>FAX及びEメール</u> で、西部建設事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。	

修 正 後
修 正 理 由 現状に即した修正
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 3 水防警報 (略) (6) 受信及び伝達 太田川河川事務所から <u>Eメール</u> で、西部建設事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 134
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 4 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報 (略) (2) 通知及び伝達 <u>太田川河川事務所</u> 及び西部建設事務所からFAX及びEメールで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。	

修 正 後	
修 正 理 由 現状に即した修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略) 4 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報 (略) (2) 通知及び伝達 <u>太田川河川事務所からEメールで</u> 、西部建設事務所からFAX及びEメールで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。	

修正前															
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 137														
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)															
5 ダム等の放流に関する情報 (略)															
表3-3-3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">高瀬堰に関する通知</td> <td>降雨に関する注意報又は警報が発表された時 高瀬堰は、広島地方気象台 月 日 時 分発表の注意・警報により 時 分から洪水警戒体制に入りました。</td> </tr> <tr> <td>流入量が増加した時 高瀬堰は、流入量が 230 m/s を超え、なお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。</td> </tr> <tr> <td>各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が、 m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。</td> </tr> <tr> <td>各地域の雨量増加の時 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。</td> </tr> <tr> <td>洪水警戒体制解除 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれがないと判断されますので、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">高瀬堰放流に関する通知</td> <td>流入量増加のための放流 高瀬堰は、流入量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。 (新規)</td> </tr> <tr> <td> (新規)</td> </tr> <tr> <td>細則第 14 条ただし書きに該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。</td> </tr> <tr> <td>規則第 18 条に該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。</td> </tr> <tr> <td>ゲート全開の時の通知 (内部機関) 高瀬堰は、 月 日 時 分ゲートを全開しました。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時 高瀬堰は、広島地方気象台 月 日 時 分発表の注意・警報により 時 分から洪水警戒体制に入りました。	流入量が増加した時 高瀬堰は、流入量が 230 m/s を超え、なお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。	各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が、 m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。	各地域の雨量増加の時 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。	洪水警戒体制解除 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれがないと判断されますので、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。	高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流 高瀬堰は、流入量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。 (新規)	 (新規)	細則第 14 条ただし書きに該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。	規則第 18 条に該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。	ゲート全開の時の通知 (内部機関) 高瀬堰は、 月 日 時 分ゲートを全開しました。
種類	内容														
高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時 高瀬堰は、広島地方気象台 月 日 時 分発表の注意・警報により 時 分から洪水警戒体制に入りました。														
	流入量が増加した時 高瀬堰は、流入量が 230 m/s を超え、なお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。														
	各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が、 m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。														
	各地域の雨量増加の時 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入りました。														
	洪水警戒体制解除 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれがないと判断されますので、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。														
高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流 高瀬堰は、流入量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。 (新規)														
	 (新規)														
	細則第 14 条ただし書きに該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。														
	規則第 18 条に該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。														
	ゲート全開の時の通知 (内部機関) 高瀬堰は、 月 日 時 分ゲートを全開しました。														
(略)															
表3-3-4 大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知															
<table border="1"> <tr> <td>洪水が予想されますので、 月 日 時 分頃から、(新規) 水門のゲートを開きます。</td> </tr> </table>		洪水が予想されますので、 月 日 時 分頃から、(新規) 水門のゲートを開きます。													
洪水が予想されますので、 月 日 時 分頃から、(新規) 水門のゲートを開きます。															

修正後															
修正理由 現状に即した修正															
第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)															
5 ダム等の放流に関する情報 (略)															
表3-3-3 高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">高瀬堰に関する通知</td> <td>1 降雨に関する注意報又は警報の発表された時 高瀬堰は、広島気象台 月 日 時 分発表の警報により 時 分から洪水警戒体制に入ります。</td> </tr> <tr> <td>2 流入量が増加した時 高瀬堰は、流入量が 230m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。</td> </tr> <tr> <td>3 各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。</td> </tr> <tr> <td>4 各流域の雨量増加の時 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。</td> </tr> <tr> <td>5 洪水警戒体制解除 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれがないと判断されますので、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">高瀬堰の放流に関する通知</td> <td>1 流入量増加のための放流 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に達しなお増加しています。このため 時 分から堰の貯留水を放流します。</td> </tr> <tr> <td>2 上流域雨量増加のための放流 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。</td> </tr> <tr> <td>3 各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。</td> </tr> <tr> <td>4 細則第 15 条ただし書きに該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>5 ゲート全開の時の通知 (削除) 高瀬堰は、 月 日 時 分にゲートを全開にします。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	高瀬堰に関する通知	1 降雨に関する注意報又は警報の発表された時 高瀬堰は、広島気象台 月 日 時 分発表の警報により 時 分から洪水警戒体制に入ります。	2 流入量が増加した時 高瀬堰は、流入量が 230m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。	3 各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。	4 各流域の雨量増加の時 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。	5 洪水警戒体制解除 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれがないと判断されますので、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除します。	高瀬堰の放流に関する通知	1 流入量増加のための放流 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に達しなお増加しています。このため 時 分から堰の貯留水を放流します。	2 上流域雨量増加のための放流 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。	3 各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。	4 細則第 15 条ただし書きに該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。 (削除)	5 ゲート全開の時の通知 (削除) 高瀬堰は、 月 日 時 分にゲートを全開にします。
種類	内容														
高瀬堰に関する通知	1 降雨に関する注意報又は警報の発表された時 高瀬堰は、広島気象台 月 日 時 分発表の警報により 時 分から洪水警戒体制に入ります。														
	2 流入量が増加した時 高瀬堰は、流入量が 230m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。														
	3 各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。														
	4 各流域の雨量増加の時 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分より洪水警戒体制に入ります。														
	5 洪水警戒体制解除 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれがないと判断されますので、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除します。														
高瀬堰の放流に関する通知	1 流入量増加のための放流 高瀬堰への流入量は、 月 日 時 分現在 m/s に達しなお増加しています。このため 時 分から堰の貯留水を放流します。														
	2 上流域雨量増加のための放流 高瀬堰は、 流域の 時間連続流域平均累加雨量が mm を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。														
	3 各水位観測所の流量増加の時 高瀬堰は、 水位観測所の流量が m/s を超えなお増加しているため、 月 日 時 分から堰の貯留水を放流します。														
	4 細則第 15 条ただし書きに該当する放流 高瀬堰は、 月 日 時 分 のため、 時 分から堰の貯留水を放流します。 (削除)														
	5 ゲート全開の時の通知 (削除) 高瀬堰は、 月 日 時 分にゲートを全開にします。														
(略)															
表3-3-4 (削除) 祇園水門の放流に関する通知															
<table border="1"> <tr> <td>太田川の水位が上昇していますので、 月 日 時 分頃から、祇園水門のゲートを開き、太田川放水路に放流します。</td> </tr> </table>		太田川の水位が上昇していますので、 月 日 時 分頃から、祇園水門のゲートを開き、太田川放水路に放流します。													
太田川の水位が上昇していますので、 月 日 時 分頃から、祇園水門のゲートを開き、太田川放水路に放流します。															

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 138
<p>第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)</p> <p>5 ダム等の放流に関する情報 (略)</p> <p>図3-3-3 大芝水門及び 祇園水門の放流に関する通知の伝達経路</p>	

修正後	
修正理由 現状に即した修正	
<p>第2 気象情報等の収集及び伝達 (略)</p> <p>5 ダム等の放流に関する情報 (略)</p> <p>図3-3-3 (削除) 祇園水門の放流に関する通知の伝達経路</p>	

修正前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 152										
第3 災害情報の収集、伝達及び報告 (略) 2 被害状況の報告 (略) (2) 被害情報の区分及び種別 (略) イ 情報の種別 (略) (イ) 順次収集・伝達する情報											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害状況等に係る情報</th> <th>応急対策の実施に伴う情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>(新規)</u> 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報	(略)			災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>(新規)</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 	
区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報									
(略)											
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>(新規)</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 									

修正後											
修正理由 現状に即した修正											
第3 災害情報の収集、伝達及び報告 (略) 2 被害状況の報告 (略) (2) 被害情報の区分及び種別 (略) イ 情報の種別 (略) (イ) 順次収集・伝達する情報											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害状況等に係る情報</th> <th>応急対策の実施に伴う情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>C・土砂災害の被害状況</u> 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報	(略)			災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>C・土砂災害の被害状況</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 	
区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報									
(略)											
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>C・土砂災害の被害状況</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 									

修正前					
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 177～178				
第3 給水対策 (略) 1 給水方法 給水タンク等の応急給水用資機材により近くの 拠点給水施設 から取水し、市災害対策本部及び災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。また、 (新規) <hr/> 応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓を 設置し給水する。 (略) 4 給水能力 《水道局維持課》 (令和4年4月1日現在)					
給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ/日)	給水可能人口 (人/日)
給 水 車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク (積載用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	3栓式	15	24,955	374,325	124,775
	4栓式	21	33,274	698,754	232,918
	8栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,262,793	1,087,595
(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ/日として算定。 ② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。 (略)					
(資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表 3-7-2 指定緊急避難場所(大火)と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図 参考水維-1 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定 (新規) (新規)					

修正後					
修正理由 現状に即した修正及び時点修正 協定の締結に伴う修正					
第3 給水対策 (略) 1 給水方法 給水タンク等の応急給水用資機材により近くの 運搬給水基地 から取水し、市災害対策本部及び災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。また、 飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する際は、これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。 なお、応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓の 設置等を行い、市民の水運搬距離を短くするよう配慮する。この管理運営については地域住民が行う。 (略) 4 給水能力 《水道局維持課》 (令和5年4月1日現在)					
給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ/日)	給水可能人口 (人/日)
給 水 車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク (積載用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	3栓式	15	24,955	374,325	124,775
	4栓式	31	33,274	1,031,494	343,831
	8栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,595,533	1,198,508
(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ/日として算定。 ② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。 (略)					
(資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表 3-7-2 指定緊急避難場所(大火)と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図 参考水維-1 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定 参考水維-3 広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時における応急給水に関する協議書 参考水維-4 広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時における応急給水に関する覚書					

修正前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第1.2節 医療・救護対策	頁 187～188		
第5 DMATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市民病院・安佐市民病院》 (略) <u>(新規)</u>			
第6 DPATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局精神保健福祉課、 <u>(新規)</u> ・精神保健福祉セン ター》 (略)			
第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援 《こども未来局こども・家庭支援課》 (略) <u>(新規)</u>			
第8 医療機関等への応援要請 《健康福祉局 <u>(新規)</u> 地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健 福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・ 救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節 <u>第5、第6、第7によりDMAT、DPAT、こども支援チーム</u> の派遣要請を行うほか、次により応 援要請する。			
要請機関	要請内容	摘 要	連絡担当課
(略)			
災害派遣医療チーム (DMAT)	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活 動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康 管理	広島県地域防災計画に基づき、本市 より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
<u>(新規)</u>			
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	精神科医療・精神保健 活動支援	「第6 DPATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神 保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身の ケア	「第7 こども支援チームの派遣要 請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
<u>(新規)</u>			
(略)			

修正後			
修正理由 現状に即した修正			
第5 DMATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市民病院・安佐市民病院》 (略)			
第6 DHEATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、健康推進課》 <ol style="list-style-type: none"> 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動 が十分に行えない場合は、国へ災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣要請を行う。 保健医療担当局長は、国からの要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。 			
第7 DPATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局精神保健福祉課、 <u>健康推進課</u> ・精神保健福祉セン ター》 (略)			
第8 こども支援チームの派遣要請及び活動支援 《こども未来局こども・家庭支援課》 (略)			
第9 DWATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局健康福祉企画課》 <ol style="list-style-type: none"> 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行 えない場合は、県へ、災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣要請を行う。 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、災害派遣福祉チームの活動支援を行う。 			
第10 医療機関等への応援要請 《健康福祉局 <u>健康福祉企画課</u> ・地域共生社会推進課・医療政策課・精神 保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警 防課・救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節 <u>第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWAT</u> の派遣要請を行うほか、次により応援要請する。			
要請機関	要請内容	摘 要	連絡担当課
(略)			
災害派遣医療チーム (DMAT)	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活 動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康 管理	広島県地域防災計画に基づき、本市 より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
<u>災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</u>	<u>保健・医療の指導調整 機能</u>	「第6 DHEATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局医療政 策課・健康推進課
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	精神科医療・精神保健 活動支援	「第7 DPATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神 保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身の ケア	「第8 こども支援チームの派遣要 請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
<u>災害派遣福祉チーム (DWAT)</u>	<u>災害時要配慮者に対 する福祉支援</u>	「第9 DWATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局 健康福祉企画課
(略)			

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第1.9節 住宅等応急対策	頁 223
<p>第2 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》</p> <p>(略)</p> <p>2 建設方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>(略)</p> <p>イ 1個当たりの工事費の限度額</p> <p>災害救助法による救助の程度、法及び期間並びに実費弁償の基準（令和4年3月31日内閣府告示第37号）に基づき、<u>6,285,000</u>円以内とする。</p>	

修正後	
修正理由 内閣府告示に伴う時点修正	
<p>第2 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》</p> <p>(略)</p> <p>2 建設方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>(略)</p> <p>イ 1個当たりの工事費の限度額</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年6月16日内閣府告示第91号）に基づき、<u>6,775,000</u>円以内とする。</p>	

修正前				
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請	頁 242			
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	(略)			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予-27
<u>(新規)</u>				

修正後				
修正理由 協定の締結に伴う修正				
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	(略)			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予-27
	<u>災害時における救援物資の輸送等</u>	<u>ヤマト運輸株式会社</u>	<u>資料編参考 危予-28</u>	

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請		頁 244	
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略)			
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団 体 名	資料番号
(略)			
健康福祉局	医療政策課	(略)	
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部 会 (新規)

修 正 後				
修正理由 協定の締結に伴う修正				
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略)				
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団 体 名	資料番号	
(略)				
健康福祉局	医療政策課	(略)		
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部 会	資料編参考 保環-1
		災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資料編参考 保環-2

修正前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請		頁 245	
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略)			
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。			
(1) (略)			
(2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
(略)			
水道局	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合
		(新規)	
		(新規)	
(略)			

修正後			
修正理由 協定の締結に伴う修正			
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略)			
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。			
(1) (略)			
(2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
(略)			
水道局	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合
		災害時等の応急給水場所の提供	日本郵便株式会社
		災害時等の応急給水場所の提供	㈱セブン-イレブン・ジャパン
(略)			

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画	頁 260
<p>第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》</p> <p>本市は被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳__を活用した<u>きめ細やかな支援を行う。</u></p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>国の防災基本計画の修正に伴う修正。</p>
<p>第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》</p> <p>本市は被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳等を活用し、<u>一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。</u></p>

修正前						
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 企業等援護計画						頁 271
第1 農林漁業関係の融資 《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 (略) 2 林業関係						
令和4年10月20日現在						
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設 素材、樹苗、特用林産物の生産、造林及び林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林クレーンション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり300万円 (特認600万円)	0.30%～ 0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設 森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.30%～ 0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林 台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪止し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30%～ 0.70%	30年以内 (林業経営改善計画による:40年以内、 森林施設計画 による:50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内、 森林施設計画 による:35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30%～ 0.70%	15年以内	5年以内	
林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30%～ 0.70%	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画による:7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 (特認 年間経費の12分の6以内)	0.30%～ 0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金 事業資金	(略)				

修正後						
修正理由 時点修正						
第1 農林漁業関係の融資 《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 (略) 2 林業関係						
令和5年10月19日現在						
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設 素材、樹苗、特用林産物の生産、造林及び林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林クレーンション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり300万円 (特認600万円)	0.55%～ 1.10%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設 森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.55%～ 1.10%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林 台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪止し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の80%	0.55%～ 1.10%	30年以内 (林業経営改善計画による:40年以内、 長伐特認等 による:50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内、 長伐特認等 による:35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.55%～ 0.95%	15年以内	5年以内	
林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.55%～ 1.10%	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画による:7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 (特認 年間経費の12分の6以内)	0.55%～ 0.95%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金 事業資金	(略)				

修正前			
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第1節 電力施設			頁 281
第10 広島市との連絡体制			
1 連絡窓口			
区 分	昼 間	夜 間 (休日)	
中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中	支援班 (総務課) TEL 545-2106 FAX 545-2127	
	設置されていない場合	総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815
広島市災害対策本部	設 置 中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL 504-2656	
※停電情報については、原則として、災害対策本部設置時は、 <u>本社総本部 (広島県域対応)</u> から各ネットワークセンター (広島、 <u>矢野</u> 、広島北、廿日市) エリアをとりまとめのうえ、FAX により情報提供を行う。			

修正後			
修正理由 連絡体制の見直し及び組織変更に伴う修正。			
第10 広島市との連絡体制			
1 連絡窓口			
区 分	昼 間	夜 間 (休日)	
中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中	支援班 (総務課) TEL 545-2106 FAX 545-2127	
	設置されていない場合	総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815
広島市災害対策本部	設 置 中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL 504-2656	
※停電情報については、原則として、災害対策本部設置時は、 <u>広島ネットワークセンター広報班</u> から各ネットワークセンター (広島、 <u>(削除)</u> 、広島北、廿日市) エリアをとりまとめのうえ、FAX により情報提供を行う。			

修正前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

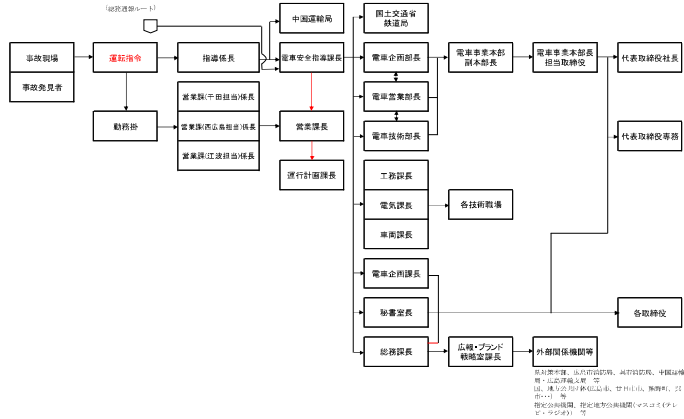
頁
318～319

第5 広島電鉄株式会社
(略)

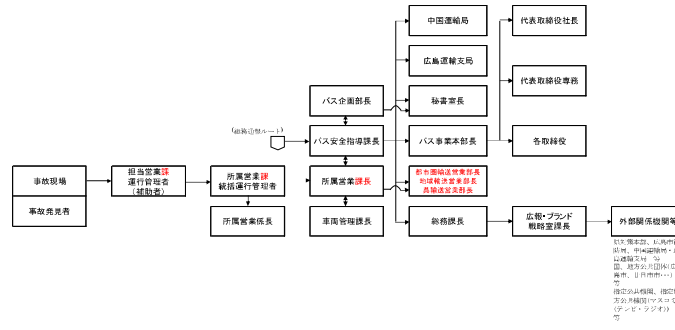
(2) 通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

- 災害発生時の通報ルート



イ バス事業本部



修正後

修正理由

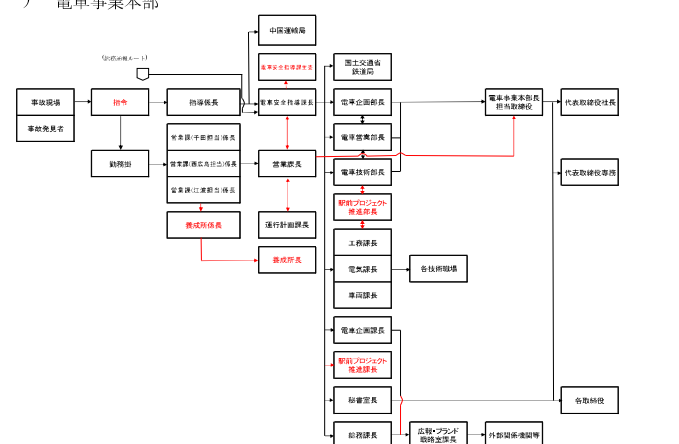
機構改正に伴う修正

第5 広島電鉄株式会社
(略)

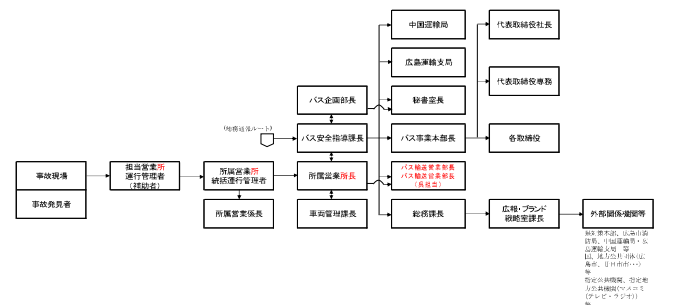
(2) 通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

- 災害発生時の通報ルート



イ バス事業本部



修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第5節 放送機関	頁 339
<p>第2 株式会社中国放送</p> <p>1 災害時における関係情報の受信担当</p> <p>(1) 広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長</p> <p>(2) 夜間・休日・祝日の場合 報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長</p> <p>2 災害対策本部の設置 災害が発生した場合対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: center;">報道局のほか関係局の配置</p> <p>3 災害時の放送番組の編集・放送 災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。</p>	

修正後	
修正理由 担当部署名及び役職の変更に伴う修正。	
<p>第2 株式会社中国放送</p> <p>1 災害時における関係情報の受信担当</p> <p>(1) 広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長</p> <p>(2) 夜間・休日・祝日の場合 報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長</p> <p>2 災害対策本部の設置 災害が発生した場合対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: center;">報道局のほか関係局の配置</p> <p>3 災害時の放送番組の編集・放送 災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。</p>	

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	頁 410
第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等 (略) 4 津波を警戒する場合 国外での地震 <u>(新規)</u> による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合 において、津波の危険性を判断する際は、広島地方気象台等からの情報を踏まえる。	

修 正 後
修 正 理 由 国の防災基本計画の修正に伴う修正。
第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等 (略) 4 津波を警戒する場合 国外での地震・ <u>火山噴火等</u> による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合 において、津波の危険性を判断する際は、広島地方気象台等からの情報を踏まえる。

修正前			
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難	頁	422	
第4 津波への対応			
1 状況に応じた対応			
状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合(※1)	【災害対策本部】	1 必要な区域(※3)に避難指示を発令する(※4)。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】 【休止】 【サイレン】 2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。(※6) 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
国外での地震による津波の影響を「遠地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】(※2)	1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。
※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。 ※2 津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。 ※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。 ※4 構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。 ※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。 ※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。			

修正後			
修正理由 国の防災基本計画修正に伴う修正			
第4 津波への対応			
1 状況に応じた対応			
状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合(※1)	【災害対策本部】	1 必要な区域(※3)に避難指示を発令する(※4)。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】 【休止】 【サイレン】 2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に待避する。(※6) 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】(※2)	1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。
※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。 ※2 津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。 ※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。 ※4 構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。 ※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。 ※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。			

河川 对参考 番号	河川名	左右 岸の 类别	类别	河川 管理 区画	地点名	水防管理団 文化 施設管理者	区間	延長		重要理由	工法	相当 出稼所	担当 事務所
								(m)	(%)				
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区寿港1丁目	広島市	C3K400~C1K6300	1,600		高瀬	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区寿港1丁目	広島市	C3K400~C1K6300	1,800		高瀬	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600~0K400	1,000		高瀬	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	C3K400~C1K6300	1,800		高瀬	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	C3K300~0K000	3,000		高瀬	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600~0K400	2,000		高瀬	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	3K000~3K300	500		堤体漏水(予へり)	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	3K000~3K300	500		漏水	月/積	已要出稼所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大芝7丁目~大芝9丁目、大芝11丁目、大芝13丁目	広島市	4K350~3K600	850		堤体漏水(予へり)	積込土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大芝7丁目~大芝11丁目、大芝13丁目	広島市	4K350~3K600	850		漏水	月/積	已要出稼所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・海阻	B	広島市東区戸塚新田1丁目	広島市	8K350~1K3400	550		水衝部	不測し	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	5K000~5K400	800		堤体漏水(予へり)	積込土盛	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	7K100~7K300	200		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	7K300~7K300	240		堤体漏水(予へり)	不測し	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	7K540~7K600	260		堤体漏水(予へり)	不測し	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	7K300~3K600	270		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町4丁目	広島市	8K300~8K400 (水重点監視部)	200		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	10K100~10K200	100		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	10K500~10K700 (水重点監視部)	200		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	11K100~11K700	200		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目、川内1丁目	広島市	11K100~11K700	540		堤体漏水(予へり)	積込土盛	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	11K400~11K300 (水重点監視部)	400		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市西区横倉新町1丁目、川内1丁目、 大芝1丁目、大芝3丁目	広島市	12K700~13K600 (水重点監視部)	870		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目、大芝1丁目、 大芝3丁目、大芝5丁目	広島市	12K700~13K600	870		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	11K500~11K600	100		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	14K500~14K650	300		水衝部 (案内通行禁止)	不測し	可部出稼所	広島県西部建設事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	11K300~12K900 (水重点監視部)	200		漏水	月/積	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	12K400~12K900	500		堤体漏水(予へり)	積込土盛	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目、川内1丁目	広島市	13K400~14K000	600		堤体漏水(予へり)	積込土盛	大芝出稼所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	14K200~14K300	600		堤体漏水(予へり)	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	水衝・海阻	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	15K000~15K400	400		堤体漏水(予へり)	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	15K700~16K400	2,510		堤体漏水(予へり)	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	17K200~18K000	200		堤体漏水(予へり)	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目、可部新3丁 目~可部新4丁目、可部新5丁目、龜山1丁	広島市	18K400~19K200	2,510		堤体漏水(予へり)	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	18K023			桁下塞不足	可部出稼所	広島県西部建設事務所	
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	17K200~18K000	200		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	18K200~18K400	200		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	18K400~19K000	600		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	18K400~18K400	400		断面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	19K400~19K200	100		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	19K600~20K350	750		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	20K300~21K330	550		断面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	21K000~21K300	900		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	22K950~23K000	650		桁下塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	橋頭橋	広島市	24K945			堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区横倉新町1丁目	広島市	24K000~24K200	200		堤防塞不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所

图鉴 对号 番号	河川名	左右 岸の 别	类别	详细	地点名	水防管理団 文化 施設管理者	区間	延長 (⁽¹⁾)	重要理由	工法	担当 出稼所	担当 事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町中井田	広島市	294300~294400	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町大野	広島市	293600~293600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町大野	広島市	293600~293600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町大野	広島市	293600~2936200	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	B	共栄橋	広島市	284215		桁下盛不足	可部出稼所	可部出稼所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町中河内	広島市	298600~279000	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町中河内	広島市	279000~279400	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町野津	広島市	293600~293600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町野津・橋室	広島市	293600~293600	1,200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	浸体溜水	B	広島市安佐北區安佐町野津・橋室	広島市	293600~300000	1,200	断面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	王良橋	広島市	284213		桁下盛不足 堰面不足	可部出稼所	可部出稼所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢橋	広島市	306638		桁下盛不足	可部出稼所	可部出稼所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町宇津	広島市	309400~309750	300	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町宇津	広島市	319000~319100	100	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北區安佐町油木	広島市	319600~319600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町布	広島市	326400~326500	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町布	広島市	326600~326600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北區安佐町布	広島市	326800~338000	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	B	大山橋	広島市	326942		桁下盛不足 堰面不足	可部出稼所	可部出稼所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町布	広島市	339400~339000	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町布	広島市	349400~349600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町小浜	広島市	359600~394000	300	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	浸体溜水	B	広島市安佐北區安佐町小浜	広島市	359600~394000	300	断面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町小河内	広島市	389600~389600	200	桁下盛不足 堰面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	B	宇賀大橋	広島市	384702		堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北區安佐町小河内	広島市	389600~389600	50	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
73	太田川	左	工作物	B	太田川第一橋梁(旧可部橋)	広島市	368630	1,160	径間長不足	可部出稼所	可部出稼所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	浸体溜水	B	広島市安佐南區八木町1、八木3丁目	広島市	144200~164300		堤防高不足(4)	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	浸体溜水	B	広島市安佐南區八木町1、八木3丁目	広島市	153750~166170	420	漏水	月補	可部出稼所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南區八木町	広島市	179200~176800	600	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南區八木町	広島市	179800~198400	2,000	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町高瀬	広島市	219600~229400	600	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町高瀬	広島市	229400~229600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町高瀬	広島市	229600~229550	250	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町宮野	広島市	259200~259400	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町宮野	広島市	259400~293600	400	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町宮野	広島市	259600~259600	100	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町後山	広島市	293600~293600	300	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町川平	広島市	279400~279600	400	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町川平	広島市	279600~284200	400	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	浸体溜水	B	広島市安佐北區可部町川平	広島市	279600~284200	400	断面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町毛木	広島市	293600~2936400	800	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	浸体溜水	A	広島市安佐北區可部町毛木	広島市	293600~294100	100	断面不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町毛木	広島市	294100~294600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町長沢	広島市	309400~309600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北區可部町長沢	広島市	309600~309600	200	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北區可部町岩宿	広島市	319400~319600	400	堤防高不足	積込土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所

河川 番号	河川名	左 岸の 種別	理 題	地名	水防管理団 文化 施設管理者	区間	延長 (⁽¹⁾)	重要理由	工法	相当 出稼所	担当 事務所	
94	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区可部岩窪	広島市	31K800~32K200	400	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区可部岩窪	広島市	32K200~32K400	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町川井	広島市	32K700~32K900	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤防漏水	A	広島市佐伯区安佐町川井	広島市	32K700~32K900	200	断面不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町西野平	広島市	33K400~34K000	600	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町岩窪	広島市	34K600~34K900	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区安佐町野冠	広島市	34K800~35K000	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区安佐町藤之鼻	広島市	37K000~37K200	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区安佐町追崎	広島市	37K600~38K200	300	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町追崎	広島市	38K200~38K400	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町追崎	広島市	38K400~38K600	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町追崎	広島市	38K600~38K800	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町追崎	広島市	39K000~39K200	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区安佐町追崎	広島市	39K200~39K300	300	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町多奈保	広島市	40K200~40K400	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区安佐町多奈保	広島市	40K400~40K500	100	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
110	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町六奈果	安芸太田町	39K600~40K000	450	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	B	太田川(第二橋梁)(旧J河可部橋)	広島市	38K900		堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
112	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町六奈保橋	安芸太田町	40K300~40K600	300	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	B	太田川(第二橋梁)(旧J河可部橋)	広島市	41K850		断面不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
114	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町六奈保合	安芸太田町	43K400~43K600	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	B	太田川(第四橋梁)(旧J河可部橋)	広島市	44K700		断面不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
116	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町宇佐	広島市	43K000~43K400	400	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
117	太田川	左	堤防漏水	B	広島市佐伯区安佐町宇佐	広島市	45K600~45K700	100	断面不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
118	太田川	左	工作物	B	深伏橋	広島市	48K897		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
119	太田川	左	堤防漏水	B	広島市佐伯区安佐町久日市	広島市	48K100~47K600	1,500	断面不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
120	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町久日市	広島市	48K400~48K500	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
121	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市佐伯区安佐町久日市	広島市	48K600~47K600	400	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
122	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町久日市	広島市	47K000~47K200	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
123	太田川	左	工作物	B	安水橋	広島県	47K485		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
124	太田川	左	工作物	B	大割橋	広島市	47K840		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
125	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町大橋	広島市	47K600~47K800	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
126	太田川	左	堤防漏水	B	広島市佐伯区安佐町大橋	広島市	47K600~48K000	400	断面不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
127	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区安佐町大橋	広島市	47K800~48K000	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	広島県西部建設事務所
128	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町野野	安芸太田町	48K400~48K600	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
128	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町野野	安芸太田町	48K600~48K800	400	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町野野	安芸太田町	48K800~49K100	300	断面不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町野野	安芸太田町	49K000~49K100	100	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	B	太田川(第五橋梁)(旧J河可部橋)	安芸太田町	48K165		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	B	吉ノ高橋	中国電力	48K275		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町野野字石	安芸太田町	49K800~50K000	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町野野字樹地	安芸太田町	51K200~51K400	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町野野字樹地	安芸太田町	51K400~51K600	400	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町野野字樹地	安芸太田町	51K800~51K900	100	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	B	熊賀橋	広島県	51K912		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	B	砂ノ高橋	安芸太田町	52K443		断面高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所
140	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町野野	安芸太田町	53K000~53K200	200	堤防高さ不足	積り土盛	可部出稼所	西部建設事務所安芸太田支所

河川 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	原因	地点名	水防管理団 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	相当 出張所	担当 事務所
141	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町津島	安芸太田町	53K400～53K600	200	堤防高不足	積み土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津島	安芸太田町	53K600～54K500	400	堤防高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	B	太田川(第六橋梁)(B1)可部橋	安芸太田町	53K675	200	堤防高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字吉草	安芸太田町	55K400～55K600	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字吉草	安芸太田町	55K600～56K700	1,100	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川(加計) 山崎	安芸太田町	57K100～57K400	300	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
147	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川(加計) 山崎	安芸太田町	57K400～57K600	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	工作物	B	池橋	安芸太田町	57K600	100	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川(加計) 山崎	安芸太田町	57K800～57K900	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K000～58K300	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K300～59K000	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字塩津裏	安芸太田町	59K200～59K400	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字塩津裏	安芸太田町	59K400～59K600	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下郷河内	安芸太田町	61K600～61K800	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	B	豊員橋	広島県	61K712	600	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町下郷河内	安芸太田町	61K800～62K400	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下郷河内	安芸太田町	62K400～62K600	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上段	安芸太田町	63K200～63K400	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上段	安芸太田町	63K400～63K300	500	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	A	上段橋	安芸太田町	63K600	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上段	安芸太田町	64K000～64K200	200	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上段	安芸太田町	64K500～64K750	150	堤防高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	B	轟大橋	広島県	64K735	300	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町上段	安芸太田町	64K800～65K200	400	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物	B	轟橋梁(B1)可部橋	安芸太田町	65K065	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上段	安芸太田町	65K400～65K600	400	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左	工作物	B	轟橋	安芸太田町	65K631	200	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	工作物	B	其角字樹門	安芸太田町	65K680	200	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
174	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800～67K000	200	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左	工作物	B	土居橋	中国電力	67K200	400	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
176	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600～68K000	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
177	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K300～68K000	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	B	土居橋梁(B1)可部橋	安芸太田町	68K010	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200～69K400	1,200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
180	太田川	左	堤防漏水	A	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	69K700～69K850	100	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	B	クラノ小橋	安芸太田町	69K654	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	B	花治山橋	安芸太田町	69K709	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居字松谷	安芸太田町	70K100～70K300	300	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町土居字松谷	安芸太田町	69K300～70K200	300	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	B	小原橋	安芸太田町	70K223	-	柵間高不足 柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	B	逆谷橋梁	JR	70K624	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所
187	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上郷	安芸太田町	70K600～71K000	200	柵間高不足	積み土盛 加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	西部建設事務所安芸太田支所

河川 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	河段 位置	地点名	水防管理団 又は 管理者	区間	延長		重要理由	工法	担当 出張所	担当 事務所
								(m)	(%)				
186	太田川	左	工作物	B	明神橋	安芸太田町	70x639	-	桁下溝不足 桁間溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
188	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	41x600~41x600	300	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
190	太田川	右	堤防漏水	A	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	41x600~41x600	200	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
191	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	41x600~42x600	600	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
192	太田川	右	堤防漏水	A	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	41x600~43x000	1,100	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
193	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	44x000~44x000	100	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
194	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	44x000~44x000	500	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
195	太田川	右	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	44x000~44x000	600	(護岸老朽)	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
196	太田川	右	堤防漏水	A	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	44x400~44x000	300	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
197	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町六字津郵便	安芸太田町	44x600~44x000	100	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
198	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区栗原町東伏	広島市	45x400~45x000	300	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
199	太田川	右	堤防漏水	B	広島市佐伯区栗原町東伏	広島市	45x000~48x000	500	断面不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
200	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区栗原町東伏	広島市	49x000~49x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
201	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区栗原町西原	広島市	47x000~47x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区栗原町大橋	広島市	47x000~47x000	240	漏水(護岸老朽)	月替	加計出張所	広島県西部建設事務所	
203	太田川	右	堤防漏水	A	広島市佐伯区栗原町大橋	広島市	47x000~47x000	200	断面不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
204	太田川	右	堤防漏水	B	広島市佐伯区栗原町大橋	広島市	47x000~48x000	200	断面不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
205	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区栗原町大橋	広島市	47x400~47x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区栗原町大橋	広島市	48x000~48x000	300	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	広島県西部建設事務所	
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字野ノ瀨	安芸太田町	49x000~49x000	400	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字向光石	安芸太田町	50x400~50x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
209	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中賀字向光石	安芸太田町	50x000~50x000	250	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
210	太田川	右	堤防漏水	A	山県郡安芸太田町中賀字向光石	安芸太田町	51x600~51x000	250	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字向光石	安芸太田町	51x600~51x000	250	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
212	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中賀字向光石	安芸太田町	51x800~51x800	90	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
213	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中賀字野ノ瀨	安芸太田町	52x000~52x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
214	太田川	右	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町中賀字野ノ瀨	安芸太田町	52x400~52x600	200	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字小原	安芸太田町	53x000~53x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
216	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字小原	安芸太田町	54x000~55x000	400	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
217	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中賀字小原	安芸太田町	55x000~55x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
218	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中賀字野瀨	安芸太田町	55x000~55x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
219	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町六字加計字上原	安芸太田町	58x000~58x000	400	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
220	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字本橋	安芸太田町	59x600~59x000	100	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
221	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字船ノ平	安芸太田町	59x400~59x000	400	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
222	太田川	右	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町加計字船ノ平	安芸太田町	59x000~60x000	500	不潔し (護岸老朽)	不潔し	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
223	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字船ノ平	安芸太田町	60x000~60x000	50	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
224	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下賀字西瀨子	安芸太田町	60x600~60x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
225	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下賀字西瀨子	安芸太田町	60x800~61x000	800	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
226	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下賀字河内	安芸太田町	61x600~61x000	100	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
227	太田川	右	堤防漏水	A	山県郡安芸太田町下賀字西瀨子	安芸太田町	61x600~61x000	100	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
228	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下賀字溝下	安芸太田町	62x000~62x000	500	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
229	太田川	右	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町下賀字溝下	安芸太田町	62x600~63x000	800	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
230	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下賀字下原	安芸太田町	63x000~63x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
231	太田川	右	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町下賀字山原	安芸太田町	64x800~65x000	300	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字平尾	安芸太田町	66x600~66x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中賀字	安芸太田町	67x000~67x000	200	堤防溝不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	
234	太田川	右	堤防漏水	B	山県郡安芸太田町下賀字	安芸太田町	69x400~69x000	200	断面不足	積り土盛	加計出張所	西郷建設事務所安芸太田支所	

河川 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	河段	地点名	水防管理団 文化 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	担当 事務所
225	大田川	右	堤外排水	B	山県郡安芸太田町下郷	安芸太田町	69k800～69k850	50	断面不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	大田川	右	堤水(送水)	B	山県郡安芸太田町下郷	安芸太田町	69k800～70k000	200	堤防高不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	大田川	右	堤水(送水)	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70k000～70k600	200	堤防高不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	大田川	右	堤外排水	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70k700～71k000	300	断面不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	津山川	左	工作物	B	津山川橋	広島県	0k274		幅員不足	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	
2	中田川	左	工作物	B	中田橋	広島県	0k272		幅員不足	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	
3	津山川	左	堤外排水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0k400～0k670	270	断面不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中田川	左	工作物	B	井手字橋	安芸太田町	0k582		桁下高不足	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	
5	津山川	左	工作物	B	川花橋	安芸太田町	0k943		桁下高不足	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所	
6	津山川	右	堤外排水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1k0～1k100	100	断面不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
7	中田川	右	堤水(送水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0k330～0k400	50	堤防高不足	積り土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	樽谷川	右	堤外排水	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	1k200～2k000	800	堤外排水・F<U>	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	樽谷川	右	堤水(送水)	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	1k600～1k800	200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	樽谷川	右	堤水(送水)	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	2k400～2k3100	802	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	樽谷川	右	堤外排水	A	広島市安佐北区可部大字上原	広島市	3k600～3k900	600	断面不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	樽谷川	右	堤水(送水)	B	広島市安佐北区可部二丁目・八丁目	広島市	4k600～3k000	1,200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	樽谷川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区可部二丁目・八丁目	広島市	3k800～3k000	1,200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	樽谷川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区可部第一丁目・西丁目	広島市	0k000～0k200	200	堤外排水・F<U>	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	樽谷川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区可部第一丁目	広島市	1k400～3k000	1,800	堤外排水・F<U>	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	樽谷川	左	堤水(送水)	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	1k400～1k800	400	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	樽谷川	左	堤水(送水)	B	広島市安佐北区可部大字上原	広島市	2k300～2k800	200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	樽谷川	左	堤外排水	A	広島市安佐北区可部第五丁目	広島市	3k800～4k800	800	断面不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	樽谷川	左	工作物	B	久田橋	広島市	1k166	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	樽谷川	左	工作物	B	新川橋歩道橋	広島市	2k200	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	樽谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2k200	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	樽谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2k881	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	樽谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3k378	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	樽谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3k824	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	樽谷川	左	工作物	B	吉田橋	広島市	4k017	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	樽谷川	左	工作物	B	泉原橋	広島市	4k860	-	桁下高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三瀬川	左	堤外排水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0k400～0k700 (橋外基台基礎)	200	漏水(堤防詳細点検)	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0k100～0k420	220	漏水	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0k380～0k600	120	漏水	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三瀬川	左	堤外排水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0k600～0k700 (橋水基台基礎)	100	漏水(堤防詳細点検)	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0k700～0k800	200	漏水	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
5-2	三瀬川	左	堤外排水	△	広島市安佐北区深川二丁目・三丁目	広島市	0k900～1k100 (橋水基台基礎)	200	漏水	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目・七丁目	広島市	1k700～4k300	2,800	漏水(堤防詳細点検)	月/積	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目・七丁目	広島市	0k800～2k300	1,300	堤外排水・F<U>	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目・七丁目	広島市	2k600～4k400	1,800	堤外排水・F<U>	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三瀬川	左	堤水(送水)	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	3k300～4k300	300	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三瀬川	左	堤水(送水)	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4k600～4k800	200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三瀬川	左	堤水(送水)	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4k300～3k000	200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	三瀬川	左	堤外排水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4k300～4k480	90	断面不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三瀬川	左	堤水(送水)	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	5k400～3k400	1,000	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三瀬川	左	堤外排水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	5k400～3k400	500	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三瀬川	左	堤外排水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	6k100～3k200	3,100	堤外排水・F<U>	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三瀬川	左	堤水(送水)	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7k000～7k300	200	堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所

河川 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	河段	地点名	水防管理団 文化 施設管理者	区間	延長		重要理由	工法	担当 出張所	担当 事務所
								(m)	(m)				
17	三篠川	左	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区上栗川町	広島市	7K200～7K600	400		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区上栗川町	広島市	7K600～7K900	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区竹原町	広島市	8K000～3K000	1,000		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区竹原町	広島市	9K400～2K900	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	B	深川橋	広島県	0K896	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	A	竜崎橋	広島市	1K987	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	B	牟島橋筋土橋	広島市	1K987	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	A	兼崎橋	広島市	2K511	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	A	惣川橋	広島市	2K878	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	A	笠地橋	広島市	3K707	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	A	小笠原橋三篠川第1橋梁	JR	4K148	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K286	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	兼土橋	広島市	4K874	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	A	牟島越橋	広島県	9K787	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	A	小笠原橋三篠川第3橋梁	JR	9K827	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	9K930	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	上栗川橋	広島市	6K886	-		堤防高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
34	三篠川	左	工作物	A	姥老土橋	広島市	7K129	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	A	西中橋	広島市	9K389	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K022	-		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区栗川二丁目	広島市	0K000～1K800	1,400		堤防高不足(4)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区栗川二丁目	広島市	1K000～1K200	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区栗川二丁目	広島市	1K200～1K400	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区栗川四丁目	広島市	2K400～2K600	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区栗川四丁目	広島市	3K000～2K100	100		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	三篠川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区栗川四丁目	広島市	2K600～3K000	400		断面不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区栗川町	広島市	4K200～5K000	800		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区上栗川町	広島市	4K200～4K400	200		断面不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区上栗川町	広島市	5K200～2K600	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区上栗川町	広島市	5K400～3K800	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区上栗川町	広島市	6K600～6K800	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区竹原町	広島市	7K400～3K600	2,200		堰水(溢水)予(4)	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区竹原町	広島市	7K600～7K900	200		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐北地区竹原町	広島市	7K900～9K800	1,800		堤防高不足	積り土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
52	三篠川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐北地区栗川町工区	広島市	3K100～2K600	300		経理状況	広島県西部建設事務所	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	第1古川	左	堰水(溢水)	A	広島市安佐南地区竹原町	広島市	2K680～3K000	340		断面不足	積り土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	堰水(溢水)	A	広島市安佐南地区栗川二丁目	広島市	2K800～3K000	200		堤防高不足	積り土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	堰水(溢水)	B	広島市安佐南地区栗川二丁目	広島市	4K700～4K900	200		堤防高不足	積り土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	堰水(溢水)	B	広島市安佐南地区栗川二丁目	広島市	2K000～2K500	420		堰水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐南地区栗川二丁目	広島市	2K680～3K000	340		断面不足	積り土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	堰水(溢水)	A	広島市安佐南地区栗川二丁目	広島市	2K900～3K000	200		堤防高不足	積り土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	旧大田川	右	堰水(溢水)	B	広島市中区江波第一丁目	広島市	0K600～2K200	2,800		堤防高不足	積り土盛	已出張所	広島県西部建設事務所
2	旧大田川	右	堰水(溢水)	B	広島市中区江波第一丁目	広島市	0K600～0K100	600		断面不足	積り土盛	已出張所	広島県西部建設事務所
3	旧大田川	右	堰水(溢水)	B	広島市中区大川口町	広島市	0K500～1K400	800		断面不足	積り土盛	已出張所	広島県西部建設事務所
4	旧大田川	右	堰水(溢水)	A	広島市中区大川口町	広島市	2K000～2K200	200		断面不足	積り土盛	已出張所	広島県西部建設事務所
5	旧大田川	右	堰水(溢水)	B	広島市中区大川口町	広島市	2K200～2K900	300		断面不足	積り土盛	已出張所	広島県西部建設事務所

图鉴 对号 番号	河川名	左右 岸の 别	类别	埋置箇	地点名	水功管理団 文化 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	相当 出稼所	担当 事務所
6	旧大田川	右	埋水漏水	A	広島市南区本町二丁目	広島市	2k350～2k370	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
7	旧大田川	右	埋水漏水	B	広島市南区本町三丁目	広島市	2k700～2k800	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
8	旧大田川	右	埋水漏水	B	広島市南区寺町	広島市	3k400～3k600	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
9	旧大田川	右	埋水漏水	B	広島市南区橋本町一丁目	広島市	3k800～3k900	100	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
10	旧大田川	右	埋水漏水	A	広島市南区橋本町一丁目	広島市	3k900～4k100	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
11	旧大田川	右	埋水漏水	B	広島市南区橋本町一丁目	広島市	4k300～4k400	100	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
12	旧大田川	左	埋水(溢水)	B	広島市南区光南三丁目	広島市	CRk600～1k600	2,200	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
13	旧大田川	左	埋水漏水	B	広島市南区光南三丁目	広島市	CRk600～CRk100	500	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
14	旧大田川	左	埋水漏水	B	広島市南区吉田町	広島市	0k100～0k300	400	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
15	旧大田川	左	埋水漏水	B	広島市南区吉田町	広島市	1k100～1k300	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
16	旧大田川	左	埋水(溢水)	A	広島市南区中島町	広島市	1k600～2k600	1,000	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
17	旧大田川	左	埋水漏水	A	広島市南区中島町	広島市	1k600～2k000	400	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
18	旧大田川	左	埋水漏水	B	広島市南区中島町	広島市	2k000～2k600	600	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
19	旧大田川	左	水害・浸堤	B	広島市南区中島町二丁目	広島市	5k650～5k850	600	堤脚沈下	大芝出稼所 不効	已要出稼所	広島県西部建設事務所
20	旧大田川	左	工作物	A	弁入橋	広島市	0k718	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
21	旧大田川	左	工作物	A	吉住橋	広島市	1k179	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
22	旧大田川	左	工作物	A	新住岳橋	国土交通省	1k312	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
23	旧大田川	左	工作物	A	中島神楽橋(旧中島橋)	広島市	1k886	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
24	旧大田川	左	工作物	A	西弁和木橋	広島市	2k080	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
25	旧大田川	左	工作物	A	木川橋	広島市	2k335	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
26	旧大田川	左	工作物	A	本川橋造橋	広島市	2k335	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
27	旧大田川	左	工作物	B	相生橋造橋	広島市	2k600～2k690	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
28	旧大田川	左	工作物	B	相生橋	国土交通省	2k725	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
29	旧大田川	左	工作物	A	空瀬橋	広島市	3k149	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
30	旧大田川	左	工作物	B	三徳橋	広島市	4k228	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
31	旧大田川	左	工作物	B	北大橋	広島市	4k883	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
1	元安川	右	埋水漏水	A	広島市南区吉島三丁目	広島市	CRk600～0k000	600	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	埋水(溢水)	B	広島市南区吉島三丁目	広島市	CRk200～1k500	1,400	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	埋水漏水	B	広島市南区吉島三丁目	広島市	0k000～0k600	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	埋水漏水	B	広島市南区吉田町	広島市	1k100～1k300	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	埋水(溢水)	A	広島市南区中島町	広島市	1k200～2k400	1,200	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	埋水漏水	A	広島市南区中島町	広島市	1k300～1k400	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	埋水漏水	B	広島市南区中島町	広島市	1k500～1k800	300	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	埋水漏水	A	広島市南区中島町	広島市	2k100～2k300	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	埋水(溢水)	B	広島市南区出島一丁目	広島市	D1k200～DRk600	400	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	埋水(溢水)	B	広島市南区南千田町	広島市	DRk700～DRk500	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
11	元安川	左	埋水漏水	B	広島市南区南千田町	広島市	DRk700～0k000	700	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	埋水(溢水)	A	広島市南区南千田町	広島市	DRk500～DRk300	200	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	埋水(溢水)	B	広島市南区南千田町三丁目	広島市	DRk300～0k100	400	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	埋水漏水	A	広島市南区千田町三丁目	広島市	0k000～0k200	200	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	埋水(溢水)	A	広島市南区千田町三丁目	広島市	0k100～0k300	200	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	埋水(溢水)	B	広島市南区大牟田町五丁目	広島市	0k300～1k000	700	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	埋水(溢水)	A	広島市南区大牟田町三丁目	広島市	1k300～1k900	600	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	埋水漏水	B	広島市南区大牟田町三丁目	広島市	1k500～2k100	600	断面不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	埋水(溢水)	A	広島市南区大牟田町二丁目	広島市	2k200～2k400	200	堤防高不足	積り土盛	已要出稼所	広島県西部建設事務所
20	元安川	左	工作物	A	弁大橋	広島市	0k539	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	
21	元安川	左	工作物	A	平和大橋	広島市	1k949	-	桁下高不足	已要出稼所	広島県西部建設事務所	

图鉴 对参考 番号	河川名	左右 岸の 别	类别	问题 箇所	地点名	水防管理団 又は 指定管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	担当 事務所
22	元安川	左	工作物	A	元安橋	広島市	2x304	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
1	天沼川	右	越水(溢水)	B	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	C1K800～C0K700	800	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
2	天沼川	右	越水(溢水)	A	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	C0K750～C0K200	550	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
3	天沼川	右	堤体漏水	B	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	C0K900～C0K650	250	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
4	天沼川	右	堤体漏水	A	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	C0K650～C0K300	350	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
5	天沼川	右	越水(溢水)	B	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	C0K200～1K092	1292	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
6	天沼川	右	堤体漏水	B	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	0K100～0K300	200	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
7	天沼川	右	堤体漏水	B	広島市西区坂野新第一丁目	広島市	0K500～0K300	400	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
8	天沼川	右	越水(溢水)	A	広島市西区坂野新	広島市	2K900～3K100	200	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
9	天沼川	右	堤体漏水	B	広島市西区天沼町	広島市	1K000～2K000	100	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
10	天沼川	右	堤体漏水	A	広島市西区天沼町	広島市	2K200 ～ 3K100	900	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
11	天沼川	左	越水(溢水)	A	広島市中央区江波第二丁目	広島市	C1K250～C1K150	100	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
12	天沼川	左	堤体漏水	B	広島市中央区江波第二丁目	広島市	C1K250～C0K300	950	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
13	天沼川	左	越水(溢水)	B	広島市中央区江波第二丁目	広島市	C1K150～1K470	280	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
14	天沼川	左	堤体漏水	B	広島市南区弁人町	広島市	1K000～1K200	200	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
15	天沼川	左	越水(溢水)	A	広島市中央区弁人町	広島市	1K470～1K472	42	堤防高不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
16	天沼川	左	堤体漏水	A	広島市中央区弁人町	広島市	1K470～1K472	42	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
17	天沼川	左	堤体漏水	A	広島市中央区建町	広島市	2K400～2K700	200	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
18	天沼川	左	堤体漏水	B	広島市中央区江波北町	広島市	2K700～3K100	400	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
19	天沼川	左	堤体漏水	A	広島市中央区江波北町	広島市	3K100～3K000	400	断面不足	積り土盛	已要出張所	広島県西部建設事務所
20	天沼川	左	工作物	B	天沼川水管橋	広島市	C0K600	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
21	天沼川	左	工作物	A	新観音橋	国土交通省	1K147	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
22	天沼川	左	工作物	B	観音橋	広島市	1K468	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
23	天沼川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
24	天沼川	左	工作物	A	広聖天宮橋	広島電鉄	2K018	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
25	天沼川	左	工作物	A	天荒歩鳥橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
26	天沼川	左	工作物	A	天荒橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
27	天沼川	左	工作物	A	広深橋	広島市	2K448	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
28	天沼川	左	工作物	A	広深橋外道橋	広島市	2K448	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
29	天沼川	左	工作物	A	中広大橋	広島市	2K882	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所
30	天沼川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足		已要出張所	広島県西部建設事務所

修正前

水防計画

(付表) 別表第5 水防上重要な場所

頁

472~474

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

行政区	名称	所在地	規模			築堤時 予想被害		別冊 番号	主な改修必要か所 堤体 止水社 取水施設	備考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	面積 (ha)	戸数 (戸)			
東 区	水原(久保)	熊本町字水原274	5.1	30.0	3,600	0.1	—	土俵堤	1	
	東 沢	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵堤	2	○
	廣 谷	戸坂町一丁目1893-3	3.3	144.0	4,500	1.1	6	土俵堤	3	
	廣 谷 野	戸坂町二丁目1204-1	4.1	30.0	700	1.1	16	土俵堤	4	○
	廣 谷 野	戸坂町三丁目1944	2.9	37.0	300	0.3	11	土俵堤	5	○
	廣 の 上	戸坂町三丁目2136	2.2	—	200	—	2	土俵堤	6	
	岸 山	戸坂町三丁目2204,2305	3.3	—	40	—	5	土俵堤	7	
	石 女 池	中山町041	4.7	—	213	—	7	土俵堤	8	
	石 女 池 2 期	中山町1058-2	3.9	—	34	—	3	土俵堤	9	
	廣 の 木 池	中山町一丁目342	2.9	—	300	—	157	土俵堤	10	
	廣 の 木 池	中山町東二丁目452	4.6	—	2,300	—	37	土俵堤	11	
	上 池	廣田町字上池122	—	—	233	—	—	土俵堤	12	
	大 平 池	廣田町五丁目1699	—	—	410	—	—	土俵堤	13	
	廣 之 池	廣田町廣野3182	—	—	410	—	—	土俵堤	14	
	佐 賀 県	廣 谷 池	熊本町字廣谷池547	4.7	47.6	1,019	5.5	70	土俵堤	15
池 田		山本九丁目38	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵堤	16	
新 池		山本町字戸石塚町1285	0.1	54.0	6,046	10.8	150	土俵堤	17	
新 池 2 期		熊本町字大森町1331	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵堤	18	
上 池		熊本町字大森町1331	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵堤	19	
下 池		熊本町五丁目1867	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵堤	20	○
影 池		熊本町大字西山字雲ヶ池	7.5	32.0	3,600	2.7	—	土俵堤	21	○
廣 谷 池		熊本町大字西山字大森町315	2.0	19.0	271	0.3	—	土俵堤	22	
廣 谷 池		安土町大字上安土町	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵堤	23	
廣 谷 池		熊本町大字29-10	6.3	46.7	1,256	1.3	—	土俵堤	24	
池 田		熊本町大字1429-2	3.3	17.0	167	0.9	3	土俵堤	25	
池 田		熊本町大字119	3.6	—	700	—	—	土俵堤	26	
大 石 池		熊本町大字石塚町916	4.3	—	1,300	—	—	土俵堤	27	
中 池		熊本町大字1645	5.3	—	2,000	—	—	土俵堤	28	
大 池		熊本町大字東長池	4.0	—	350	—	—	土俵堤	29	
佐 賀 県	寺 山	山本八丁目1433	2.9	—	500	—	—	土俵堤	30	
	土 井	自由町字土井	3.8	—	1,880	—	—	土俵堤	31	
	松 池	自由町大字松池	3.2	—	2,000	—	—	土俵堤	32	
	米 池	自由町字米池	2.3	—	1,271	—	—	土俵堤	33	
	常 木 池	自由町字高野池	3.5	—	220	—	—	土俵堤	34	
	小 池	自由町字小池147番	2.4	—	1,800	—	—	土俵堤	35	
	前 池	自由町字前池	10.2	—	14,000	—	—	土俵堤	37	
	西 池	安佐町大字小内内大利谷4406	11.5	33.0	5,900	6.7	3	土俵堤	38	
	長 山 池	大村町大字1113-47	10.9	130.0	8,600	5.0	0	土俵堤	39	
	田 池	大村町大字1189	4.2	14.0	500	1.1	20	土俵堤	40	
	田 池	山口町南町字田池1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵堤	41	
	田 池	山口町南町字田池965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵堤	42	○
	田 池	山口町大字1313	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵堤	43	○
	小 池	山口町大字久保池	5.9	56.0	1,100	0.9	11	土俵堤	44	○
	久 池	山崎町大字久保山1302-2	8.5	58.8	4,000	5.8	6	土俵堤	45	
西 池	大村町大字東長池2744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵堤	46	○	
味 池	白木町大字味池2422	0.5	9.0	250	0.6	8	土俵堤	47	○	
湯 池	白木町大字湯池471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵堤	48		
佐 賀 県	湯 池	白木町大字湯池2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵堤	49	
	湯 池	湯池町大字2690	7.0	25.0	321	0.6	1	土俵堤	50	
	湯 池	湯池町大字湯池242	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵堤	51	
	行 池	安佐町大字行池3004	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵堤	52	○
	湯 池	湯池町大字湯池31018-2	5.9	28.0	1,200	0.3	—	土俵堤	53	○
	湯 池	湯池町大字湯池1469	3.6	36.0	1,400	2.1	8	土俵堤	54	○
	上 池	安佐町大字湯池3870	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵堤	55	○
	湯 池	湯池町大字湯池3199	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵堤	56	○
	湯 池	湯池町大字湯池1558	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵堤	57	○
	湯 池	安佐町大字湯池18	8.8	5,000	—	14	—	土俵堤	58	
	大 池	安佐町大字大池145	7.0	—	1,800	—	—	土俵堤	59	
	池 田	安佐町大字池田111	2.1	—	141	—	0	土俵堤	60	
	又 々 池	湯池町大字又々池1467	7.0	—	92	—	—	土俵堤	61	
	湯 池	湯池町大字湯池3319	10.1	—	3,700	—	—	土俵堤	62	
	一 々 池	山口町大字一々池2773	5.5	—	5,623	—	135	土俵堤	63	
湯 池	湯池町大字湯池19	11.9	—	1,100	—	—	土俵堤	64		
湯 池	湯池町大字湯池	5.2	—	1,200	—	—	土俵堤	65		
湯 池	湯池町大字湯池	4.2	—	3,200	—	—	土俵堤	66		
湯 池	湯池町大字湯池2492	0.8	—	10	—	27	土俵堤	67		
下 池	白木町大字下池	5.0	—	4,500	—	—	土俵堤	68		
湯 池	湯池町大字湯池1061	2.1	—	400	—	10	土俵堤	69		
湯 池	湯池町大字湯池1231-1	3.3	—	600	—	15	土俵堤	70		
湯 池	湯池町大字湯池1232	5.5	—	1,300	—	28	土俵堤	71		
湯 池	湯池町大字湯池37-2	3.3	—	800	—	80	土俵堤	72		
湯 池	湯池町大字湯池2234	4.9	—	1,800	—	18	土俵堤	73		
一 池	安佐町大字一池5371	7.8	—	1,800	—	5	土俵堤	74		

他2枚

修正後

修正理由

時点修正

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

修正(案) 57~59 ページ参照

行政区	名称	所在地	規模			貯水量 (m ³)	決壊時		急須 対工法	附図 番号	主な改修必要箇所		備考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)		面積 (ha)	字種 戸数			急須 戸数	堤体	
東 区	大原(九平)	厩木町大字大原741	5.3	80.0	3,600	0.1	—	—	1				
	堤	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2				
	津	谷戸坂新町二丁目1893-3	3.3	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3				
	津	谷戸坂山根二丁目1204	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4				
	津	泉寺戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5				
	尾	上戸坂新町二丁目2138	2.2	—	200	—	—	土俵積	6				
	片	戸坂数甲二丁目2304/2305	3.3	—	60	—	5	土俵積	7				
	石ヶ迫1号	池中山町1041	4.7	—	213	—	7	土俵積	8				
	石ヶ迫2号	池中山町1058-2	3.9	—	34	—	3	土俵積	9				
	梨の木谷	中山西一丁目342	2.9	—	300	—	157	土俵積	10				
	上	福田町字藪ヶ谷甲1432	4.6	—	2,300	—	37	土俵積	11				
	上	冬池福田町字上冬122	3.0	—	233	—	23	土俵積	12				
	狐ヶ	池福田五丁目1699	—	—	410	—	—	土俵積	15				
	長	桑寺城福田町藪ヶ谷1882	—	—	410	—	—	土俵積	16				
	長	桑寺長桑寺町字法部原甲547、乙547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	18				
	新	堤山本町字上堤2653	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	19				
	新	堤池山本町字戸石3284-1、3284-2、3288、3287-1、3287-2、3288、3289	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	20				
	新	池2号	福田町字大谷内1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	21			
	上	下池福田町字大谷乙1631	4.2	59.0	2,100	2.8	4	土俵積	22				
	下	野田町大字吉山字堂ヶ谷	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	23				
下	野田町大字吉山字堂ヶ谷	7.5	32.0	3,600	2.7	—	土俵積	24					
森	田沼田町大字吉山字大和殿10515	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	25					
尾	谷越相田町字東尾越927	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	26					
谷	本池北六丁目4129-2	6.3	40.7	1,250	1.3	—	土俵積	27					
谷	成尾野沙門台奥一丁目19-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	28					
大	成尾野野取野町大石原916	3.6	—	700	—	—	土俵積	30					
大	中尾野野取野町大石原916	4.3	—	1,300	—	44	土俵積	32					
中	谷山本町字戸石3277	5.3	—	2,000	—	528	土俵積	33					
宇	井山本八丁目433/442-2、1466、1444	4.0	—	350	—	55	土俵積	34					
土	井野ヶ谷4894/4901	2.9	—	500	—	114	土俵積	35					
松	梅大塚一丁目117-2	3.8	—	1,890	—	292	土俵積	36					
松	林池沼田町阿戸城10654-2	3.2	—	2,000	—	7	土俵積	37					
香	木池沼田町阿戸高野原2023-3	2.3	—	127	—	7	土俵積	39					
小	松池沼田町阿戸城10147	3.5	—	220	—	3	土俵積	38					
前	原伴中庚七丁目7086、3996-4、4001-3、4011-5	2.4	—	150	—	9	土俵積	41					
		10.2	—	14,000	—	88	土俵積	42					
安 南 区	松山	池安佐町大字小河内	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	43				
	池	安佐町大字小河内	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	44				
	松	丸三人南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	45				
	国	口才田南町字柳ヶ谷1108	3.0	36.0	500	1.3	2	土俵積	46				
	柳	ヶ谷口田南町字柳ヶ谷965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	47				
	小	窪谷口田南六丁目1518	4.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	48				
	小	窪谷山町字堂ノ本3676	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土俵積	49				
	久	保山池窪合南町	8.5	38.9	4,900	3.8	6	土俵積	50				
	西	ヶ迫白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	51				
	西	ヶ迫白木町大字志路字奥谷5744	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	52				
	落	尻池白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	53				
	後	迫1号池狩野家町後迫2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	54				
	後	迫3号池狩野家町後迫2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	55				
	上	野屋ヶ森可部町大字三田字法良寺	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵積	56				
	上	野屋ヶ森可部町大字三田字法良寺	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	57				
	神	宮皇安佐町大字藪ヶ谷字島産森	3.9	28.0	1,200	0.3	—	土俵積	58				
	神	宮皇安佐町大字藪ヶ谷字島産森	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	59				
	奥	谷奥白木町大字志路字上標名5198	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	60				
	奥	谷奥白木町大字志路字上標名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	61				
	城	下安佐町大字小鏡字各奥	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	62				
城	下安佐町大字小鏡字各奥	8.8	—	5,000	—	14	土俵積	63					
鉦	文々ヶ原可部町上原奥山687	7.0	—	1,800	—	92	土俵積	65					
奥	谷山池口田南町	10.1	—	3,700	—	1	土俵積	67					
佐	川池可部町勝木大字一ノ坪2273	5.5	—	5,625	—	135	土俵積	68					
佐	川池可部町勝木大字一ノ坪2273	1.9	—	120	—	5	土俵積	69					
蛇	の池白木町志路蛇の池	5.2	—	1,200	—	84	土俵積	70					
様	味池白木町秋山郷藪甲2492	4.2	—	3,200	—	7	土俵積	71					
下	野原1号池狩野家町黒玉甲1061	0.8	—	107	—	27	土俵積	72					
黒	坊地狩野家町黒玉甲1061	2.1	—	4,500	—	2	土俵積	73					
加	敷口田南町加敷1231-1	3.3	—	600	—	19	土俵積	75					
吹	上分安佐町小内河内一面5371	5.5	—	1,300	—	299	土俵積	76					
吹	上分安佐町小内河内一面5371	3.3	—	800	—	90	土俵積	77					
吹	上分安佐町小内河内一面5371	4.9	—	1,800	—	18	土俵積	78					
吹	上分安佐町小内河内一面5371	7.8	—	1,800	—	5	土俵積	79					

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害 戸数	急集 対工法	附図 番号	主な改修必要箇所		備考			
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)				面積 (ha)	堰体		余水 取捨		
安佐北 区	戸崎	安佐町新張	6.1	—	2060	—	—	10	土袋積	82	○	○	○	
	戸西	迫可部町大字大毛寺安光1888	1.7	—	140	—	—	4	土袋積	83				
	上明	池可部町桐原神の新1352	9.0	—	9,500	—	—	288	土袋積	84				
	明当	篠合南町	8.0	—	2,200	—	—	1	土袋積	85				
	福隆	台三入集一丁目2545	18.3	—	12,200	—	—	36	土袋積	86				
	倉根3号	倉根三丁目31	4.0	—	5,000	—	—	119	土袋積	87				
	倉根1号	安佐町高瀬中志峠	3.2	—	4,100	—	—	16	土袋積	88				
	高瀬2号	安佐町高瀬中志峠1480	6.9	—	8,100	—	—	17	土袋積	89				
	金山	川高陽町	5.9	27.0	1,320	0.4	—	0	土袋積	174	○	○		
	馬場	中野町字岡崎3288	2.4	34.5	80	0.1	—	1	土袋積	91				
	新	中野東町字奥畑2334	4.3	47.0	610	0.5	—	—	—	92				
	古	池中野東町字奥畑2117	3.9	32.0	300	0.5	—	—	—	93				
	細工3号	池中野東町字細工4516	6.5	35.0	900	3.1	—	46	土袋積	94				
	押谷1号	池阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	—	—	—	96				
	竹爪	池阿戸町西方2208	1.8	22.0	47	0.4	—	—	—	97	○	○		
	平山1号	池阿戸町字谷迫652	4.8	27.0	1,730	0.5	—	3	土袋積	98				
	新池1号	池船越町字松山平551	5.7	28.0	1,800	2.5	—	24	土袋積	99				
	篠師	池安野東四丁目花上3340	2.3	25.0	200	0.3	—	2	土袋積	100	○			
	藤ヶ道	池畑實町字甲越3467	3.8	22.0	1,000	0.7	—	3	土袋積	101				
	二ツ掛	池畑實町字西宗屋	5.5	80.0	2,070	2.1	—	4	土袋積	102				
	六の池	池畑實町字掛樋田3272	4.9	23.0	1,269	0.7	—	—	—	103				
	水越上	池畑實町字西宗屋	9.9	101.0	27,868	12.7	—	7	土袋積	104				
	戸坂(上)	池阿戸町字戸坂2014	2.4	44.0	200	0.7	—	—	—	105				
	高	池阿戸町字土倉320	3.1	30.0	500	2.2	—	7	土袋積	107				
	水越下	池畑實町藤子垣内集	6.2	—	10,300	—	—	47	土袋積	108				
	海の平	池畑實町急角	5.9	—	6,000	—	—	61	土袋積	109				
	窪田	池中野東町大谷	6.5	—	3,100	—	—	44	土袋積	110				
	天藤原	池瀬野川町下瀬野大滝268番地	8.8	—	4,777	—	—	12	土袋積	111				
	天神	池瀬野川町下瀬野中野原2789	6.1	—	13,900	—	—	13	土袋積	112				
	生ヶ谷1号	池阿戸町生ヶ谷1957	4.3	—	1,800	—	—	54	土袋積	113				
	生ヶ谷2号	池阿戸町生ヶ谷1628	3.0	—	1,100	—	—	46	土袋積	114				
	生ヶ谷3号	池阿戸町生ヶ谷162	2.9	—	900	—	—	7	土袋積	115				
生ヶ谷谷	池阿戸町生ヶ谷242-1	14.2	—	51,062	—	—	41	土袋積	116					
押谷2号	池阿戸町押谷1823-1	6.5	—	5,100	—	—	64	土袋積	117					
京之間1号	池中野東町字京之間6096番地	4.0	—	3,300	—	—	44	土袋積	118					
西村	池瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	—	112	—	—	3	土袋積	119					
小野村	池瀬野川町下瀬野正之平93番地	2.1	—	182	—	—	4	土袋積	122					
中野村	池瀬野川町下瀬野中宇坂496-1番	2.3	—	84	—	—	3	土袋積	123					
倉龍	池上瀬野町下河内827	3.8	—	400	—	—	5	土袋積	124					
中村	池阿戸町水添3225	2.6	—	113	—	—	2	土袋積	125					
佐久間	池阿戸町宜の郷2860	3.4	—	200	—	—	1	土袋積	126					
今中	池阿戸町市原1229	1.8	—	120	—	—	1	土袋積	129					
今	池阿戸町押谷1879	2.2	—	240	—	—	29	土袋積	130					
薬上	池新安野町花上3191	3.5	—	427	—	—	5	土袋積	131					
薬中	池新安野町花上3234	4.2	—	267	—	—	10	土袋積	132					
中池	池船越町松山平547	6.0	—	1,100	—	—	95	土袋積	133					
洗川	池中野町鶴谷1074	5.0	—	900	—	—	3	土袋積	134					
井上	池瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	—	700	—	—	9	土袋積	136	○	○			
大野2号	池瀬野川町上瀬野久井原163-2番	1.9	—	235	—	—	2	土袋積	137	○	○			
大野	池阿戸町旭浦7190	3.5	—	67	—	—	3	土袋積	138					
島	池阿戸町上柳112	3.6	—	800	—	—	8	土袋積	139					
泉	池安野東六丁目泉4566	7.1	—	4,900	—	—	37	土袋積	140					
庄野	池畑實町字王子ヶ峠3564	—	—	150	—	—	—	—	141					
王子ヶ峠	池畑實町字王子ヶ峠3328	—	—	100	—	—	—	—	142					
上為	池魚畑實町上為魚3822	—	—	150	—	—	—	—	143	○	○			
尾上	池魚畑實町字七郎ヶ谷3875	—	—	600	—	—	—	—	144	○	○			
上野	池影畑實町字上影直上205	—	—	150	—	—	—	—	145					
吉	池田中野町字園崎1228	—	—	300	—	—	—	—	146	○				
井	池田中野町字園崎1334	—	—	120	—	—	—	—	147					
井為角2号	池阿戸町字西方乙2325	—	—	300	—	—	—	—	148	○	○			
赤羽	池追中野町字奥原1639	—	—	180	—	—	—	—	149					
宮藤2号	池中野町字宮藤2153	—	—	140	—	—	—	—	150					
北久保1号	池安野東四丁目3499	—	—	200	—	—	—	—	151					
久保2号	池中野東町字墨重4419-1	—	—	200	—	—	—	—	152					
柳	池畑實二丁目429	—	—	—	—	—	—	—	155					
採取1号	池中野東町字採取1139	3.3	—	330	—	—	—	—	156	○	○			
大野	池瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	—	—	—	—	175					
尾	池安野町の場2209	2.8	56.0	200	—	—	0	土袋積	177					
尾	池畑實一丁目241番	2.0	—	200	—	—	—	—	178	○	○			
細工2号	池中野東町細工4537	3.3	—	500	—	—	—	—	179					

安 芸 区

行政区	名称	所在地	規模			貯水量 (m ³)	決壊時			応 対 工 法	附 図 番 号	主な改修必要箇所		備 考
			堤高 (m)	堤長 (m)	面積 (ha)		字 数	被害 戸 数 (戸)	堤体			余水 止	取水 施設	
佐 伯 区	坪井上池	廿日市市大字市原字生池山176-1	10.6	95.2	17,400	18.6	—	5	土俵積	157			要蓋地= 五日市町	
	坪井下池	廿日市市大字市原字生池山176-1	8.0	60.0	18,000	17.1	—	3	土俵積	158			要蓋地= 五日市町	
			4.3	25.0	1,400	0.7	—	—	土俵積	159				
	香 子 貴 人	坪井同 五 日 市 町 三 宅 松 山 1169-21ほか	6.6	—	6,600	—	—	163	土俵積	161			要蓋地= 五日市町	
			6.6	—	4,814	—	—	291	土俵積	162				
	西 日 本 谷	湯来町大字葛原字西白蓮 干文字1号	5.8	—	613	—	—	0	土俵積	167			要蓋地=	
			4.0	—	30	—	—	0	土俵積	168				
	相 原 1 号	湯来町白砂字相原3211	2.0	—	469	—	—	1	土俵積	169			要蓋地=	
			4.2	—	588	—	—	13	土俵積	170				
	柏 原 1 号	湯来町差谷字松尾山田328-1	3.5	—	—	80	—	1	土俵積	171			要蓋地=	
—			—	—	—	—	—	—	172					
藤 の 里	五日市町大字石内3972-1	—	—	—	—	—	—	—	172			要蓋地=		
		4.8	—	12,900	—	—	355	土俵積	160					
計		161か所												

(削除)

修正前

水防計画
(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

頁
480

1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 令和4年4月1日現在

管	保	土	鉄	丸	材	掛	ロ	シ	水	オ	吸	
理	場	の	の	太	鉄	失	ト	ト	防	イル	着	
者	所	袋	袋	等	パイ	等	ブ	ト	マ	フ	マ	
者	所	袋	袋	等	パイ	等	ブ	ト	マ	フ	マ	
已 出 張 所 長	已 出 張 所 倉 庫	15,000 耐水性 大型土 袋2用 80	10# 10kg	木杭 45mm角 1.5m 90本	鉄杭 φ22mm 1.2m 40本	掛失 2 大ハンマ (3.5kg)	9m/m 1巻(100m) トラロー プ	ブルーシ ート (3.6×5.4m) 2	水 防 マ ット	20m/袋 4袋 15m/袋 3袋	吸 着 マ ット	
	兼 津 倉 庫	耐水性 大型土 袋2用 80		40mm角 1.2m 30本	被覆杭 φ22mm 1.5m 35本		ブルーシ ート (1.8×2.7m) 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)			のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 12箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱 のれん式 5.0m/連×10連 1箱		
大 芝 出 張 所 倉 庫	大 芝 出 張 所 倉 庫	10,200 11土 袋 140 耐水性 大型土 袋1.5用 100	10# 10kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本	鉄パイ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 893本 1.5m 200本 鉄柱 φ19mm 1.5m 90本	掛失 5本 5m/連 200m 4本	3.8×2.4m 100	12個		φ110×2m (6本入) 3箱 φ280×20cm 4箱 φ10cm 50m×50m (100枚入) 1箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(マト型) 50cm×50cm 8箱 (20m/箱) 8箱		
	兼 津 倉 庫	耐水性 大型土 袋1.5用 100		木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本								
施 設 管 理 課 長	高 湖 分 室 倉 庫	0				マニラ 2巻(100m)				20m/袋 13袋	50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱)4箱	

(略)

修正後

修正理由
時点修正

1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 令和5年4月1日現在

管	保	土	鉄	丸	材	掛	ロ	シ	水	オ	吸	
理	場	の	の	太	鉄	失	ト	ト	防	イル	着	
者	所	袋	袋	等	パイ	等	ブ	ト	マ	フ	マ	
者	所	袋	袋	等	パイ	等	ブ	ト	マ	フ	マ	
已 出 張 所 長	已 出 張 所 倉 庫	15,000 耐水性 大型土 袋2用 80	10# 10kg	木杭 45mm角 1.5m 90本	鉄杭 φ22mm 1.2m 40本	掛失 2 大ハンマ (3.5kg)	9m/m 1巻(100m) トラロー プ	ブルーシ ート (3.6×5.4m) 2	水 防 マ ット	20m/袋 4袋 15m/袋 3袋	吸 着 マ ット	
	兼 津 倉 庫	耐水性 大型土 袋2用 80		40mm角 1.2m 30本	被覆杭 φ22mm 1.5m 35本		ブルーシ ート (1.8×2.7m) 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)			のれん式(万国旗型) 6.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 12箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱 のれん式 5.0m/連×10連 1箱		
大 芝 出 張 所 倉 庫	大 芝 出 張 所 倉 庫	10,200 11土 袋 140 耐水性 大型土 袋1.5用 100	10# 10kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本	鉄パイ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 893本 1.5m 200本 鉄柱 φ19mm 1.5m 90本	掛失 3本 5m/連 200m 4本	3.8×2.4m 100	12個		φ110×2m (6本入) 3箱 φ280×20cm 4箱 φ10cm 50m×50m (100枚入) 1箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱 のれん式(マト型) 50cm×50cm 8箱 (20m/箱) 8箱		
	兼 津 倉 庫	耐水性 大型土 袋1.5用 100		木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本								
施 設 管 理 課 長	高 湖 分 室 倉 庫	0				マニラ 2巻(100m)				20m/袋 13袋	50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱)4箱	

(略)

修 正 前						
水防計画 (付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	頁	481				
2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土 《太田川河川事務所》						
水防倉庫						
番号	出張所水防倉庫	所在地				
I	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目				
II	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝3丁目				
III	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目				
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目				
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び戸河内				
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬				
備蓄土 (太田川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	土 量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m ³
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m ³
3	大芝	太田川	3/000附近	左	広島市東区生田新町	6,000m ³
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区栗野	10,000m ³
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m ³
6	大芝	吉川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m ³
7	大芝	太田川	12/800附近	右	広島市安佐南区川内	160m ³
(小瀬川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	土 量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野1丁目	150m ³
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	150m ³
10	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m ³
備蓄土のうち (太田川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	数 量
㉑	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 (己斐出張所水防倉庫)	耐候性大型土のうち 660袋 土のうち 15,000袋 袋詰玉石(2t) 80袋
㉒	己斐	放水路	C3/400 (草津水防倉庫)	右	広島市西区草津池1丁目	耐候性大型土のうち 50袋 耐候性土のうち 1700袋 ※製作済
㉓	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋 耐候性大型土のうち 3袋 袋詰め玉石(2t) 763袋
㉔	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	500袋 耐候性大型土のうち 3袋 袋詰め玉石(2t) 763袋
㉕	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
㉖	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
㉗	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
㉘	可部	根谷川	3/450附近	左	500袋	
㉙	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	900袋
㉚	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のうち 20袋
㉛	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋
(小瀬川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	数 量
㉜	小瀬川	小瀬川	5/200付近	左	大竹市木野2丁目	300袋
㉝	小瀬川	小瀬川	7/600付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋 50袋(耐候性大型土のうち)
㉞	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野2丁目	200袋

修 正 後						
修正理由 時点修正						
2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土 《太田川河川事務所》						
水防倉庫						
番号	出張所水防倉庫	所在地				
I	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目				
II	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝3丁目				
III	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目				
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目				
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び戸河内				
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬				
備蓄土 (太田川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	土 量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m ³
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m ³
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区生田新町	6,000m ³
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区栗野	10,000m ³
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m ³
6	大芝	吉川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m ³
7	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内	160m ³
(小瀬川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	土 量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野1丁目	150m ³
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	150m ³
10	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m ³
備蓄土のうち (太田川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	数 量
㉑	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 (己斐出張所水防倉庫)	耐候性大型土のうち 660袋 土のうち 15,000袋 袋詰玉石(2t) 80袋
㉒	己斐	放水路	C3/400 (草津水防倉庫)	右	広島市西区草津池1丁目	耐候性大型土のうち 50袋 耐候性土のうち 1700袋 ※製作済
㉓	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋 耐候性大型土のうち 3袋 袋詰め玉石(2t) 763袋
㉔	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	500袋 耐候性大型土のうち 3袋 袋詰め玉石(2t) 763袋
㉕	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
㉖	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
㉗	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
㉘	可部	根谷川	3/450附近	左	500袋	
㉙	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	900袋
㉚	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のうち 20袋
㉛	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋
(小瀬川)						
番号	出張所	河川名	科 標	左・右	所在地	数 量
㉜	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	300袋
㉝	小瀬川	小瀬川	7/300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋 50袋(耐候性大型土のうち)
㉞	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野2丁目	200袋

修正前						
水防計画 (付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材						頁 482
備蓄ブロック (太田川)						
番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000～C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 (広島ヘリポート横)	ベンコン (立体型) 4t 288個
B	己斐	放水路	C2/500～C2/400	右	広島市西区扇二丁目 (西部水資源再生センター横)	ベンコン (立体型) 4t 65個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 (東野側帯)	ベンコン (立体型) 4t 50個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R5.4沿い資材置き場)	ベンコン (立体型) 4t 50個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内6丁目	方塊ブロック (□1000) 107個 (□900) 13個 (□800) 34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 47個 異形ブロック (テラ) 100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めブロック10個 4t根固めブロック36個 方塊ブロック (□1000) 80個 (□900) 22個 (□800) 18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストッパーブロック (突型) 1t 394個 4t根固めブロック 48個 (新規)
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クワガールブロック (立体型) 4t 50個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯久目市堤防裏	袋詰め玉石 (2t) 15個 三連ブロック (4t) 12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰め玉石 24個 三連ブロック (4t) 39個 方塊ブロック (1m3型) 16個 3t根固めブロック 5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個 (新規)
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	ダイヤカットII型350 (A) 912個 ダイヤカットII型350 (B) 52個 コーケンブロック3単位 (消波ブロック) 26個 三連ブロック 変形型 D型 (3タイプ) 8個 三連ブロック (4t) 47個 方塊ブロック (1m3型) 99個 方塊ブロック (0.5m3型) 31個
備蓄ブロック (小瀬川)						
番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100付近	右	岩国市小瀬字御堂原	ベンコン (立体型) 4t 116個 袋詰め玉石 2t 20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊ブロック172個

修正後						
修正理由 時点修正						
備蓄ブロック (太田川)						
番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000～C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 (広島ヘリポート横)	ベンコン (立体型) 4t 288個
B	己斐	放水路	C2/500～C2/400	右	広島市西区扇二丁目 (西部水資源再生センター横)	ベンコン (立体型) 4t 65個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 (東野側帯)	ベンコン (立体型) 4t 50個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R5.4沿い資材置き場)	ベンコン (立体型) 4t 50個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内6丁目	方塊ブロック (□1000) 107個 (□900) 13個 (□800) 34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 47個 異形ブロック (テラ) 100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めブロック10個 4t根固めブロック36個 方塊ブロック (□1000) 80個 (□900) 22個 (□800) 18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストッパーブロック (突型) 1t 394個 4t根固めブロック 48個 袋詰め玉石 (2t) 270袋
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クワガールブロック (立体型) 4t 50個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯久目市堤防裏	袋詰め玉石 (2t) 15個 三連ブロック (4t) 12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰め玉石 20個 三連ブロック (4t) 39個 方塊ブロック (1m3型) 16個 3t根固めブロック 5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個 袋詰め玉石 60個
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	ダイヤカットII型350 (A) 912個 ダイヤカットII型350 (B) 52個 コーケンブロック3単位 (消波ブロック) 26個 三連ブロック 変形型 D型 (3タイプ) 8個 三連ブロック (4t) 47個 方塊ブロック (1m3型) 99個 方塊ブロック (0.5m3型) 31個
備蓄ブロック (小瀬川)						
番号	出張所	河川名	料 標	左・右	所 在 地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100付近	右	岩国市小瀬字御堂原	ベンコン (立体型) 4t 116個 袋詰め玉石 2t 20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊ブロック172個

修正前

水防計画
 (付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

頁
 483

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目(数量)							附帯番号
			土のう等	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太	鉄線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
南 区	出島 三丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,200	-	42	-	3,700	350	5	5
南 区	北前山本町 12-6	西広島建設事務所長	33,675	-	750	35	400	-	20	6
佐伯区	五日市町 吉田		5,200	100	50	-	-	200		8

修正後

修正理由
 時点修正

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目(数量)							附帯番号
			土のう等	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太	鉄線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
南 区	出島 三丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,200	-	42	-	3,700	350	5	5
南 区	北前山本町 12-6	西広島建設事務所長	33,675	-	750	35	400	-	20	6
佐伯区	五日市町 吉田		5,200	100	50	-	-	200		8

修正前			
水防計画 (付表) 別表第12 水防信号施設		頁 494	
2 水防信号施設等 (安佐北区)			
設置場所		種別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
大林小学校	大林四丁目14-1	○	
旧三人分団南原車庫	可部町大字南原226-3	○	○
中河内集会所	可部町大字勝木520	○	○
久地分団幸ノ神車庫	安佐町大字久地381-10	○	○
宇賀神社	安佐町大字久地7681	○	
宮野神社	安佐町大字宮野61-1	○	
日浦分団筒瀬車庫	安佐町大字筒瀬559-1	○	○
小河内分団小浜車庫	安佐町大字小河内659-2	○	○
旧小河内小学校	安佐町大字小河内4734	○	
鈴張分団東車庫	安佐町大字鈴張760-3	○	○
鈴張小学校	安佐町大字鈴張1896	○	
鈴張分団西車庫	安佐町大字鈴張4366-4	○	○
安佐北消防署安佐出張所	安佐町大字飯室3052-1		○
久地南小学校	安佐町大字くすの木台55-1	○	
日浦公民館	あさひが丘三丁目23-13		○
井原小学校	白木町大字井原825	○	
志屋小学校	白木町大字志路3890-1	○	
志路第一調整池	白木町大字志路6012-1	○	
白木中学校	白木町大字市川1428	○	
安佐北消防署白木出張所	白木町大字市川1533-5		○
桧山集会所	白木町大字市川6363-1	○	○
三田小学校	白木町大字三田2649	○	
白木町三田福永地区	白木町大字三田5961-3	○	
白木町三田弥谷地区	白木町大字三田8265	○	
計	42施設	37	16

修正後			
修正理由 屋外スピーカー移設に伴う修正			
2 水防信号施設等 (安佐北区)			
設置場所		種別	
		防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
大林小学校	大林四丁目14-1	○	
旧三人分団南原車庫	可部町大字南原226-3	○	○
中河内集会所	可部町大字勝木520	○	○
久地分団幸ノ神車庫	安佐町大字久地381-10	○	○
宇賀神社	安佐町大字久地7681	○	
宮野神社	安佐町大字宮野61-1	○	
日浦分団筒瀬車庫	安佐町大字筒瀬559-1	○	○
小河内分団小浜車庫	安佐町大字小河内659-2	○	○
旧小河内小学校	安佐町大字小河内4734	○	
鈴張分団東車庫	安佐町大字鈴張760-3	○	○
鈴張小学校	安佐町大字鈴張1896	○	
鈴張分団西車庫	安佐町大字鈴張4366-4	○	○
安佐北消防署安佐出張所	安佐町大字飯室3052-1		○
久地南小学校	安佐町大字くすの木台55-1	○	
日浦公民館	あさひが丘三丁目23-13		○
井原小学校	白木町大字井原825	○	
志屋小学校	白木町大字志路3890-1	○	
志路第一調整池	白木町大字志路6012-1	○	
白木中学校	白木町大字市川1428	○	
安佐北消防署白木出張所	白木町大字市川1533-5		○
桧山集会所	白木町大字市川6363-1	○	○
三田集会所	白木町大字三田2218-1	○	
白木町三田福永地区	白木町大字三田5961-3	○	
白木町三田弥谷地区	白木町大字三田8265	○	
計	42施設	37	16

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 土地利用の合理的な規制・誘導	頁 40
<p>第4 防災に配慮した宅地造成《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生じるおそれ大きい区域については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）<u>（新規）</u>に基づき宅地造成工事規制区域として市域の約65パーセントを指定しており、宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な規制と指導を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。</p> <p>すなわち、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。</p> <p>また、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害を未然に防止する必要があると認められた場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁又は排水施設等の設置又は改造その他防災上必要な措置を勧告又は命令している。</p> <p>なお、擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。</p> <p><u>（新規）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	

修正後
修正理由 法改正に伴う修正
<p>第4 防災に配慮した宅地造成《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生じるおそれ大きい区域については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）<u>（※）</u>に基づき宅地造成工事規制区域として市域の約65パーセントを指定しており、宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な規制と指導を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。</p> <p>すなわち、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。</p> <p>また、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害を未然に防止する必要があると認められた場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁又は排水施設等の設置又は改造その他防災上必要な措置を勧告又は命令している。</p> <p>なお、擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。</p> <p><u>※ 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和5年5月に施行され、その規制区域を新たに指定し、盛土等の規制を行うこととされたが、規制区域を新たに指定するまでの間は、引き続き従前の規制が行われる。</u></p>

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第7節 建築物等の耐震性の向上	頁 48
<p>第1 建築物等の耐震性の向上</p> <p>1 防災拠点の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》</p> <p>市庁舎、消防署、区役所などの災害応急対策の指揮・情報伝達等のための施設及び病院などの医療・救護等施設、並びに危険物を貯蔵又は使用する施設については、災害発生後も十分な機能確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。</p> <p>また、平成28年4月に熊本で起きた活断層型地震による甚大な被害状況を見ると、本市にも五口市断層や己斐断層などの活断層があることや、南海トラフ大地震の発生も懸念されていることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要があり、公民館など避難所となる施設や、社会福祉施設などの防災拠点となる施設を優先して、できる限り速やかな耐震化完了を目指す。</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <p>2 防災拠点以外の市有建築物の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》</p> <p><u>防災拠点以外の市有建築物については原則として令和5年度までの耐震化完了を目指す。</u></p> <p><u>なお、市営住宅については、「広島市市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）」に基づき耐震化に取り組むものとする。</u></p> <p>3 非構造部材の耐震対策《市有建築物管理担当課》</p> <p>4 市有建築物の備品の転倒・落下防止策《市有建築物管理担当課》</p> <p>5 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》</p> <p>6 文化財及び文化施設等の耐震性の向上《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各区建築課》</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>市有施設の耐震化の進捗状況を踏まえた修正</p>
<p>第1 建築物等の耐震性の向上</p> <p>1 市有建築物の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》</p> <p>市庁舎、消防署、区役所などの災害応急対策の指揮・情報伝達等のための施設及び病院などの医療・救護等施設、並びに危険物を貯蔵又は使用する施設については、災害発生後も十分な機能確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。</p> <p>また、平成28年4月に熊本で起きた活断層型地震による甚大な被害状況を見ると、本市にも五口市断層や己斐断層などの活断層があることや、南海トラフ大地震の発生も懸念されていることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要があり、公民館など避難所となる施設や、社会福祉施設などの防災拠点となる施設を優先して、できる限り速やかな耐震化完了を目指す。</p> <p><u>なお、市営住宅については、「広島市市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）」に基づき耐震化に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <hr/> <p>2 非構造部材の耐震対策《市有建築物管理担当課》</p> <p>3 市有建築物の備品の転倒・落下防止策《市有建築物管理担当課》</p> <p>4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》</p> <p>5 文化財及び文化施設等の耐震性の向上《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各区建築課》</p>

修正前																																																										
震災対策編 第2章 震災予防計画 第1.4節 避難体制の整備	頁 67																																																									
第5 避難路の整備 〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕 (略) 2 避難路の整備 《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課・東部地区連続立体交差整備事務所・都市整備局都市整備調整課》 (略) (2) 広域避難路 広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるよう都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>●(都) 宇品観音線</td> <td>●(県道) 中山尾長線</td> <td>●(都) 東雲大州線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 霞庚午線</td> <td>●(都) 青崎敬線</td> <td>●(都) 青崎草津線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 駅前大州線</td> <td>●(都) 横川八木線</td> <td>●南3区129号線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 青崎池尻線</td> <td>●(都) 東野北下安線</td> <td>●(都) 長東八木線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 観音井口線</td> <td>●(都) 矢野坂線</td> <td>●(都) <u>可部大毛寺線</u></td> </tr> <tr> <td>●(都) 西原山本線</td> <td>●(都) 寿老地中地線</td> <td>●(都) 吉見倉重線</td> </tr> <tr> <td>●(都) <u>高陽可部線</u></td> <td>●(都) 松川宇品線</td> <td>●(都) 川の内線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 畑口寺田線</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [参考]整備済み路線 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>●(都) 駅前観音線</td> <td>●(都) 天満欠賀線</td> <td>●(都) 比治山庚午線</td> </tr> <tr> <td>●国道2号</td> <td>●(都) 翠町東雲線</td> <td>●(都) 常盤橋若草線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 常盤橋大芝線</td> <td>●(都) 御幸橋三篠線</td> <td>●(都) 三篠橋大芝線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 基町佐東線</td> <td>●(都) 駅前吉島線</td> <td>●(都) 比治山蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>●南4区659号線</td> <td>●(都) 中島吉島線</td> <td>●中3区74号線</td> </tr> <tr> <td>●西2区28号線</td> <td>●西2区9号線</td> <td>●(都) 紙屋町御幸橋線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 中央線</td> <td>●(都) 未新開佐方線</td> <td>●(都) 旭町広島港線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 鷹野橋宇品線</td> <td>●(都) 横川江波線</td> <td>●(都) 宇品海岸線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 中広宇品線</td> <td>●(都) 中広線</td> <td>●(都) 段原蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>●安芸4区103号線</td> <td>●(都) 吉島観音線</td> <td>●(都) 比治山東雲線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 矢賀大州線</td> <td>●(都) <u>(新規)</u></td> <td>●(都) <u>(新規)</u></td> </tr> </table>		●(都) 宇品観音線	●(県道) 中山尾長線	●(都) 東雲大州線	●(都) 霞庚午線	●(都) 青崎敬線	●(都) 青崎草津線	●(都) 駅前大州線	●(都) 横川八木線	●南3区129号線	●(都) 青崎池尻線	●(都) 東野北下安線	●(都) 長東八木線	●(都) 観音井口線	●(都) 矢野坂線	●(都) <u>可部大毛寺線</u>	●(都) 西原山本線	●(都) 寿老地中地線	●(都) 吉見倉重線	●(都) <u>高陽可部線</u>	●(都) 松川宇品線	●(都) 川の内線	●(都) 畑口寺田線			●(都) 駅前観音線	●(都) 天満欠賀線	●(都) 比治山庚午線	●国道2号	●(都) 翠町東雲線	●(都) 常盤橋若草線	●(都) 常盤橋大芝線	●(都) 御幸橋三篠線	●(都) 三篠橋大芝線	●(都) 基町佐東線	●(都) 駅前吉島線	●(都) 比治山蟹屋線	●南4区659号線	●(都) 中島吉島線	●中3区74号線	●西2区28号線	●西2区9号線	●(都) 紙屋町御幸橋線	●(都) 中央線	●(都) 未新開佐方線	●(都) 旭町広島港線	●(都) 鷹野橋宇品線	●(都) 横川江波線	●(都) 宇品海岸線	●(都) 中広宇品線	●(都) 中広線	●(都) 段原蟹屋線	●安芸4区103号線	●(都) 吉島観音線	●(都) 比治山東雲線	●(都) 矢賀大州線	●(都) <u>(新規)</u>	●(都) <u>(新規)</u>
●(都) 宇品観音線	●(県道) 中山尾長線	●(都) 東雲大州線																																																								
●(都) 霞庚午線	●(都) 青崎敬線	●(都) 青崎草津線																																																								
●(都) 駅前大州線	●(都) 横川八木線	●南3区129号線																																																								
●(都) 青崎池尻線	●(都) 東野北下安線	●(都) 長東八木線																																																								
●(都) 観音井口線	●(都) 矢野坂線	●(都) <u>可部大毛寺線</u>																																																								
●(都) 西原山本線	●(都) 寿老地中地線	●(都) 吉見倉重線																																																								
●(都) <u>高陽可部線</u>	●(都) 松川宇品線	●(都) 川の内線																																																								
●(都) 畑口寺田線																																																										
●(都) 駅前観音線	●(都) 天満欠賀線	●(都) 比治山庚午線																																																								
●国道2号	●(都) 翠町東雲線	●(都) 常盤橋若草線																																																								
●(都) 常盤橋大芝線	●(都) 御幸橋三篠線	●(都) 三篠橋大芝線																																																								
●(都) 基町佐東線	●(都) 駅前吉島線	●(都) 比治山蟹屋線																																																								
●南4区659号線	●(都) 中島吉島線	●中3区74号線																																																								
●西2区28号線	●西2区9号線	●(都) 紙屋町御幸橋線																																																								
●(都) 中央線	●(都) 未新開佐方線	●(都) 旭町広島港線																																																								
●(都) 鷹野橋宇品線	●(都) 横川江波線	●(都) 宇品海岸線																																																								
●(都) 中広宇品線	●(都) 中広線	●(都) 段原蟹屋線																																																								
●安芸4区103号線	●(都) 吉島観音線	●(都) 比治山東雲線																																																								
●(都) 矢賀大州線	●(都) <u>(新規)</u>	●(都) <u>(新規)</u>																																																								

修正後																																																						
修正理由 路線整備に伴う修正																																																						
第5 避難路の整備 〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕 (略) 2 避難路の整備 《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課・東部地区連続立体交差整備事務所・都市整備局都市整備調整課》 (略) (2) 広域避難路 広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるよう都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>●(都) 宇品観音線</td> <td>●(県道) 中山尾長線</td> <td>●(都) 東雲大州線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 霞庚午線</td> <td>●(都) 青崎敬線</td> <td>●(都) 青崎草津線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 駅前大州線</td> <td>●(都) 横川八木線</td> <td>●南3区129号線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 青崎池尻線</td> <td>●(都) 東野北下安線</td> <td>●(都) 長東八木線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 観音井口線</td> <td>●(都) 矢野坂線</td> <td>●(都) <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>●(都) 西原山本線</td> <td>●(都) 寿老地中地線</td> <td>●(都) 吉見倉重線</td> </tr> <tr> <td>●(都) <u>(削除)</u></td> <td>●(都) 松川宇品線</td> <td>●(都) 川の内線</td> </tr> </table> [参考]整備済み路線 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>●(都) 駅前観音線</td> <td>●(都) 天満欠賀線</td> <td>●(都) 比治山庚午線</td> </tr> <tr> <td>●国道2号</td> <td>●(都) 翠町東雲線</td> <td>●(都) 常盤橋若草線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 常盤橋大芝線</td> <td>●(都) 御幸橋三篠線</td> <td>●(都) 三篠橋大芝線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 基町佐東線</td> <td>●(都) 駅前吉島線</td> <td>●(都) 比治山蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>●南4区659号線</td> <td>●(都) 中島吉島線</td> <td>●中3区74号線</td> </tr> <tr> <td>●西2区28号線</td> <td>●西2区9号線</td> <td>●(都) 紙屋町御幸橋線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 中央線</td> <td>●(都) 未新開佐方線</td> <td>●(都) 旭町広島港線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 鷹野橋宇品線</td> <td>●(都) 横川江波線</td> <td>●(都) 宇品海岸線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 中広宇品線</td> <td>●(都) 中広線</td> <td>●(都) 段原蟹屋線</td> </tr> <tr> <td>●安芸4区103号線</td> <td>●(都) 吉島観音線</td> <td>●(都) 比治山東雲線</td> </tr> <tr> <td>●(都) 矢賀大州線</td> <td>●(都) <u>可部大毛寺線</u></td> <td>●(都) <u>高陽可部線</u></td> </tr> </table>	●(都) 宇品観音線	●(県道) 中山尾長線	●(都) 東雲大州線	●(都) 霞庚午線	●(都) 青崎敬線	●(都) 青崎草津線	●(都) 駅前大州線	●(都) 横川八木線	●南3区129号線	●(都) 青崎池尻線	●(都) 東野北下安線	●(都) 長東八木線	●(都) 観音井口線	●(都) 矢野坂線	●(都) <u>(削除)</u>	●(都) 西原山本線	●(都) 寿老地中地線	●(都) 吉見倉重線	●(都) <u>(削除)</u>	●(都) 松川宇品線	●(都) 川の内線	●(都) 駅前観音線	●(都) 天満欠賀線	●(都) 比治山庚午線	●国道2号	●(都) 翠町東雲線	●(都) 常盤橋若草線	●(都) 常盤橋大芝線	●(都) 御幸橋三篠線	●(都) 三篠橋大芝線	●(都) 基町佐東線	●(都) 駅前吉島線	●(都) 比治山蟹屋線	●南4区659号線	●(都) 中島吉島線	●中3区74号線	●西2区28号線	●西2区9号線	●(都) 紙屋町御幸橋線	●(都) 中央線	●(都) 未新開佐方線	●(都) 旭町広島港線	●(都) 鷹野橋宇品線	●(都) 横川江波線	●(都) 宇品海岸線	●(都) 中広宇品線	●(都) 中広線	●(都) 段原蟹屋線	●安芸4区103号線	●(都) 吉島観音線	●(都) 比治山東雲線	●(都) 矢賀大州線	●(都) <u>可部大毛寺線</u>	●(都) <u>高陽可部線</u>
●(都) 宇品観音線	●(県道) 中山尾長線	●(都) 東雲大州線																																																				
●(都) 霞庚午線	●(都) 青崎敬線	●(都) 青崎草津線																																																				
●(都) 駅前大州線	●(都) 横川八木線	●南3区129号線																																																				
●(都) 青崎池尻線	●(都) 東野北下安線	●(都) 長東八木線																																																				
●(都) 観音井口線	●(都) 矢野坂線	●(都) <u>(削除)</u>																																																				
●(都) 西原山本線	●(都) 寿老地中地線	●(都) 吉見倉重線																																																				
●(都) <u>(削除)</u>	●(都) 松川宇品線	●(都) 川の内線																																																				
●(都) 駅前観音線	●(都) 天満欠賀線	●(都) 比治山庚午線																																																				
●国道2号	●(都) 翠町東雲線	●(都) 常盤橋若草線																																																				
●(都) 常盤橋大芝線	●(都) 御幸橋三篠線	●(都) 三篠橋大芝線																																																				
●(都) 基町佐東線	●(都) 駅前吉島線	●(都) 比治山蟹屋線																																																				
●南4区659号線	●(都) 中島吉島線	●中3区74号線																																																				
●西2区28号線	●西2区9号線	●(都) 紙屋町御幸橋線																																																				
●(都) 中央線	●(都) 未新開佐方線	●(都) 旭町広島港線																																																				
●(都) 鷹野橋宇品線	●(都) 横川江波線	●(都) 宇品海岸線																																																				
●(都) 中広宇品線	●(都) 中広線	●(都) 段原蟹屋線																																																				
●安芸4区103号線	●(都) 吉島観音線	●(都) 比治山東雲線																																																				
●(都) 矢賀大州線	●(都) <u>可部大毛寺線</u>	●(都) <u>高陽可部線</u>																																																				

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第1.4節 避難体制の整備	頁 69
<p>第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。</p> <p>なお、備蓄の基本的な考え方については、県が令和4年3月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に準じるものとする。</p> <p>1 備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》</p> <p>(1) 備蓄対象者数 備蓄対象者数は、平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約12万1千人を対象とする。</p> <p>(2) 備蓄対象期間 備蓄対象期間は、地震発生後2日間とし、食料については、「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に基づき、1日2食、2日間で4食分を備蓄する。 地震発生後、3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。</p>	

修正後
修正理由 現状に即した修正
<p>第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。</p> <p>なお、備蓄の基本的な考え方については、県が令和4年3月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に準じるものとする。</p> <p>1 備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》</p> <p>(1) 備蓄対象者数 備蓄対象者数は、平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約12万1千人を対象とする。</p> <p>(2) 備蓄対象期間 備蓄対象期間は、地震発生後2日間とし、食料については、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に基づき、1日2食、2日間で4食分を備蓄する。 地震発生後、3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。</p>

修正前			
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備	頁 70		
第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備			
(略)			
1 備蓄体制の整備 《危機管理室災害予防課》			
(略)			
(4) 備蓄物資と備蓄数量			
ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。			
具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。			
種別	品 目	数 量	備 考
食料	クラッカー・アルファ化米	216,250 食	指定避難所のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	アレルギー対応アルファ化米	24,050 食	
	粉ミルク・哺乳瓶	154 缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	アレルギー対応粉ミルク	2 缶(大缶) 8 缶(小缶)	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
(新規)			
生活必需品	(略)		
防災資機材	折りたたみリヤカー	212 台	指定避難所に 1 台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212 個	指定避難所に 1 台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212 セット	指定避難所に 1 セットずつ
	目隠しテント	424 張	指定避難所に 2 張ずつ
	(新規)		
ラ ジ オ	212 個	指定避難所に 1 台ずつ	
自主防災組織用救助資機材	212 セット	指定避難所に 1 セットずつ	

修正後			
修正理由 現状に即した修正			
第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備			
(略)			
1 備蓄体制の整備 《危機管理室災害予防課》			
(略)			
(4) 備蓄物資と備蓄数量			
ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。			
具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。			
種別	品 目	数 量	備 考
食料	クラッカー・アルファ化米	216,250 食	指定避難所のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	アレルギー対応アルファ化米	24,050 食	
	粉ミルク	125,600 g	市立保育園で循環備蓄(哺乳瓶含む)
	アレルギー対応粉ミルク	14,400 g	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
	液体ミルク	14,420 g	液体ミルクは 1L で 140g に換算(市役所及び各区役所で備蓄)
生活必需品	(略)		
防災資機材	折りたたみリヤカー	212 台	指定避難所に 1 台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212 個	指定避難所に 1 台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212 セット	指定避難所に 1 セットずつ
	目隠しテント	424 張	指定避難所に 2 張ずつ
	ワンタッチパーテーション	300 張	指定避難所(一部)に 2 張ずつ
ラ ジ オ	212 個	指定避難所に 1 台ずつ	
自主防災組織用救助資機材	212 セット	指定避難所に 1 セットずつ	

修正前		
震災対策編 第2章 震災予防計画 第16節 要配慮者に係る災害の予防対策	頁	72
第1 要配慮者の現況 <u>《新規</u> <u>》</u> 本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、 <u>《新規》</u> 、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種別	人数(人)	資料出所
高齢者(65歳以上)	<u>302,154</u>	住民基本台帳 <u>(R2.3.31)</u>
<u>在宅ひとり暮らし高齢者</u>	<u>46,008</u>	<u>高齢福祉課 (H29.3.31)</u>
心身障害者・児	※1 <u>47,773</u>	障害福祉課 <u>(R4.3.31)</u>
精神障害者	※2 <u>18,446</u>	精神保健福祉センター <u>(R4.3.31)</u>
<u>《新規》</u>		
乳幼児(0～6歳)	<u>77,979</u>	住民基本台帳 <u>(H28.3.31)</u>
外国人市民	<u>19,900</u>	住民基本台帳 <u>(R2.9.30)</u>
※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。 <u>《新規》</u>		

修正後		
修正理由	時点修正及び現状に即した修正	
第1 要配慮者の現況 <u>《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、子ども未来局子ども未来調整課》</u> 本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、 <u>難病患者</u> 、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。		
種別	人数(人)	資料出所
高齢者(65歳以上)	<u>308,691</u>	住民基本台帳 <u>(R5.3.31)</u>
<u>一人暮らし高齢者(65歳以上)</u>	<u>63,569</u>	<u>令和2年度国勢調査</u>
心身障害者・児	※1 <u>49,106</u>	障害福祉課 <u>(R5.9.30)</u>
精神障害者	※2 <u>19,354</u>	精神保健福祉センター <u>(R5.3.31)</u>
<u>難病患者</u>	※3 <u>9,999</u>	<u>健康推進課 (R5.3.31)</u>
乳幼児(0～6歳)	<u>64,664</u>	住民基本台帳 <u>(R5.3.31)</u>
外国人市民	<u>20,229</u>	住民基本台帳 <u>(R5.3.31)</u>
※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。 ※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。 <u>※3 難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。</u>		

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第1.9節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁 78
第1 自主防災組織の実践活動の促進 (略) 3 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、 <u>広島市総合防災センターにおいて実施する自主防災組織研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、自主防災組織のリーダーが集まり、地域の防災活動に関する情報等を共有するリーダー懇談会を実施する。</u> <u>また、</u> 防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。	

修 正 後	
修 正 理 由 現状に即した修正	
第1 自主防災組織の実践活動の促進 (略) 3 自主防災組織のリーダーの養成 自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。 このため、 <u>(削除)</u> <hr/> <hr/> <u> </u> 防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。	

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第20節 防災まちづくりの実践	頁 80～81
<p>第1 防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》</p> <p><u>地区の防災上の課題を地区住民が認識できるよう、消防局において「小学校区別の防災診断」を自主防災組織に提示し、地区住民自らが、自宅の耐震性や自宅から避難場所等までの道路の安全性などをチェックしながら、自分が住んでいるまち（小学校区）の災害危険度を診断して歩く「まち探検（タウンウォッチング）」の実施を促すとともに、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した自主防災組織による「防災マップ」の作成や防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。</u></p>	

修正後
修正理由 現状に即した修正
<p>第1 防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》</p> <p><u>「平成25年度広島市地震被害想定」を基に作成された小学校区ごとの震災リスクを示した「防災カルテ」等を活用し、自主防災組織を中心に、地区住民自らが自宅から指定避難所等までの道路の安全性や、避難時における地域の危険箇所を確認しながら、地域ごとの災害危険情報を示した「わがまち防災マップ」の作成等を通じ、地域における防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。</u></p>

修正前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁	98
第5 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 (略) 3 組織及び運営 《危機管理室、各局等庶務担当課、各市区政調整課・地域起こし推進課》 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。 (1) 本部の組織及び指揮の概要 ア 本部の組織及び指揮の概要は、表3-2-1のとおりとする。 イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。 (略) 表3-2-2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務		
班名	要員	分掌事務
総務班	(略)	
統制・検討班	(略)	
情報班	集計担当	(略)
	各局担当	
	各区担当	
監視班	危機管理室職員 消防局職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 防災行政無線の運用に関すること。
受援班	(略)	

修正後		
修正理由 防災行政無線同報系のシステム連携により、放送要員が不要となったことに伴う修正		
第5 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 (略) 3 組織及び運営 《危機管理室、各局等庶務担当課、各市区政調整課・地域起こし推進課》 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。 (1) 本部の組織及び指揮の概要 ア 本部の組織及び指揮の概要は、表3-2-1のとおりとする。 イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。 (略) 表3-2-2 (1) 災害対策本部事務局の分掌事務		
班名	要員	分掌事務
総務班	(略)	
統制・検討班	(略)	
情報班	集計担当	(略)
	各局担当	
	各区担当	
監視班	危機管理室職員 消防局職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 防災行政無線の運用に関すること。
受援班	(略)	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 104
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務	
(略)	
都市整備局	■スタジアム建設部 <ol style="list-style-type: none"> 1 計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること 2 <u>他課の応援に関すること</u> 3 <u>(新規)</u>
(略)	
道路部	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●<u>東部地区連続立体交差整備事務所</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の通行規制に関すること 2 道路啓閉等の応急復旧の総括に関すること 3 道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
道路交通部	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>都市交通部</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 アstromラインの高架部・地下部施設の<u>災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u> 2 <u>バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること</u> 3 公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>

修正後	
修正理由 (都市整備局) サッカースタジアム建設完了に伴う修正 (道路交通局) 組織改正に伴う修正	
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務	
(略)	
都市整備局	■スタジアム建設部 <ol style="list-style-type: none"> 1 計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること 2 <u>所管施設の防護に関すること</u> 3 <u>他課の応援に関すること</u>
(略)	
道路部	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画課 ●道路課 ●街路課 <u>(削除)</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の通行規制に関すること 2 道路啓閉等の応急復旧の総括に関すること 3 道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
道路交通部	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>公共交通政策部</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 アstromラインの高架部・地下部施設の<u>(削除)</u>被害状況の確認等に係る<u>広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u> 2 <u>(削除)</u>広島ヘリポートの防護に関すること 3 公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●<u>交通施設整備部</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>アstromラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること</u> 2 <u>バスターミナルの防護に関すること</u> 3 <u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>東部地区連続立体交差整備事務所</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること</u> 2 <u>工事等関係者への協力依頼に関すること</u>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 105
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務	
下水道局 管理部 ●経営企画課 ●河川防災課 ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事 5 局に属する職員の招集に関する事 6 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 7 災害関係の予算及び資金に関する事 8 緊急を要する他の課への応援に関する事 9 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事 10 局の庶務に関する事 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 1 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 応急上作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事 3 <u>土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</u> 1 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関する事 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 3 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事 4 所管の樋門の操作に関する事 5 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 6 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事 7 緊急を要する他の課への応援に関する事 8 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関する事
施設部 ●計画調整課 ●管路課 ●施設課	1 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 2 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 3 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 4 緊急を要する他の課への応援に関する事 5 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関する事 6 下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関する事 1 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所 の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事 3 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 4 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事 5 緊急を要する他の課への応援に関する事 6 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関する事

修正後	
修正理由 現状に即した修正	
表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務	
下水道局 管理部 ●経営企画課 ●河川防災課 ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事 5 局に属する職員の招集に関する事 6 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 7 災害関係の予算及び資金に関する事 8 緊急を要する他の課への応援に関する事 9 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事 10 局の庶務に関する事 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 1 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 応急上作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事 3 <u>土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</u> 1 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関する事 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 3 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事 4 所管の樋門の操作に関する事 5 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 6 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事 7 緊急を要する他の課への応援に関する事 8 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関する事
施設部 ●計画調整課 ●管路課 ●施設課	1 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 2 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 3 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 4 緊急を要する他の課への応援に関する事 5 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関する事 6 下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関する事 1 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所 の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事 3 応急復旧用資機材等の現地調査に関する事 4 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事 5 緊急を要する他の課への応援に関する事 6 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関する事

修正前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 125	
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《危機管理室》 (略)		
3 気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。 (1) 地震情報		
種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>発現時刻を公表</u>
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	<u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。</u> <u>「津波の心配はない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</u>
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 (新規) 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。
(新規)		
遠地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(新規)	<u>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u>
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に発表)。
(新規)		

修正後		
修正理由 気象庁による地震情報の記載変更に伴う修正		
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《危機管理室》 (略)		
3 気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。 (1) 地震情報		
種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>検知時刻を速報</u> 。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	<u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。</u>
震源・震度に関する情報	<u>(削除)</u> 震度1以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
(削除)		
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表(地震発生から10分程度で1回発表)。
遠地震に関する情報	<u>(削除)</u> マグニチュード7.0以上	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u>
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
(削除)		
※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表される。		

修正前											
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 137										
第4 災害情報の収集、伝達及び報告 (略) 2 被害状況の報告 (略) (2) 被害情報の区分及び種別 (略) イ 情報の種別 (略) (イ) 順次収集・伝達する情報											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害状況等に係る情報</th> <th>応急対策の実施に伴う情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>(新規)</u> 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報	(略)			災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>(新規)</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 	
区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報									
(略)											
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>(新規)</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 									

修正後											
修正理由 現状に即した修正											
第4 災害情報の収集、伝達及び報告 (略) 2 被害状況の報告 (略) (2) 被害情報の区分及び種別 (略) イ 情報の種別 (略) (イ) 順次収集・伝達する情報											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害状況等に係る情報</th> <th>応急対策の実施に伴う情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>C・土砂災害の被害状況</u> 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報	(略)			災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>C・土砂災害の被害状況</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 	
区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報									
(略)											
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設（優先度2及び3）の被害状況 ・ 医薬品、医療資機材の要請 ・ 配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・ 市民からの要望、苦情、相談 ・ 猛獣の逃走 ・ 下水道施設の被害状況 ・ 感染症発生 ・ 食中毒発生 ・ 世界遺産の被害状況 ・ ボランティアへのニーズ ・ 社会福祉施設の被害状況 ・ 仮設トイレの設置要請 ・ し尿の収集要請 ・ ごみの収集要請 ・ 消毒必要箇所 ・ 災害対策本部要員用食糧等の必要数 <u>C・土砂災害の被害状況</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の復旧状況 ・ 医薬品、医療資機材の調達状況 ・ 食糧、物資等の調達・配給状況 ・ 広報状況 ・ 捕獲対策状況 ・ 下水道施設の応急復旧状況 ・ 患者隔離、消毒の状況 ・ 健康診断、予防接種の状況 ・ 食中毒患者の状況 ・ 食中毒予防広報の実施状況 ・ 地区災害協力団体の状況 ・ 社会福祉施設の応急復旧状況 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集体制、収集状況 ・ ごみの収集体制、収集状況 ・ 消毒の状況 ・ 公用負担命令の措置状況 ・ 罹災証明書の発行状況 ・ 埋火葬許可の状況 ・ 本部要員用食糧等の確保状況 ・ 学校の休校・再開情報 ・ 義援金配分情報 ・ 仮設住宅情報 ・ 営業店舗・銭湯の情報 ・ 交通機関情報（運休・運行情報） ・ ボランティアの活動情報 等 									

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 164～165
第4 被害状況の把握 (略) 1 調査の方法 (略) (4) 配水幹線の流量及び水圧測定調査《水道局維持課》 (略) 第6 給水対策 《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》 発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。 (略) 3 給水方法 (1) 給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。 なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。 <u>ア 避難場所</u> 飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。 イ 医療機関等 災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。 (略) (資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表 3-7-2 指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図 参考水維-1 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	

修正後	
修正理由 現状に即した修正 協定の締結による修正	
第4 被害状況の把握 (略) 1 調査の方法 (略) (4) 配水幹線の流量測定調査《水道局維持課》 (略) 第6 給水対策 《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》 発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。 (略) 3 給水方法 (1) 給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。 なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。 <u>ア 避難場所等</u> 飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。 イ 医療機関等 災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。 (略) (資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表 3-7-2 指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図 参考水維-1 地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定 参考水維-3 広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時における応急給水に関する協議書 参考水維-4 広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時における応急給水に関する覚書	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 167
<p>第8 広報対策《水道局企画総務課》</p> <p>住民に理解と協力を呼びかけるため、市災害対策本部と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 広報の方法</p> <p><u>(1) 広報車による広報</u></p> <p><u>(2) 有線放送による広報</u></p> <p><u>(3) 新聞チラシによる広報</u></p> <p><u>(4) 窓口による広報</u></p> <p><u>(5) 市災害対策本部に対する広報の要請</u></p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>現状に即した修正</p>
<p>第8 広報対策《水道局企画総務課》</p> <p>住民に理解と協力を呼びかけるため、市災害対策本部と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 広報の方法</p> <p><u>広報の方法については、本章「第4節 災害広報・広聴の実施」の「第1 広報活動」の「5 広報の方法」に定めるところに準じて、適時適切に実施する。</u></p>

修正前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第1.2節 医療・救護対策	頁 183～184		
第5 DMATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市民病院・安佐市民病院》 (略) <u>(新規)</u> 			
第6 DPATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局精神保健福祉課、 <u>(新規)</u> ・精神保健福祉セン ター》 (略)			
第7 こども支援チームの派遣要請及び活動支援 《こども未来局こども・家庭支援課》 (略) <u>(新規)</u> 			
第8 医療機関等への応援要請 《健康福祉局 <u>(新規)</u> 地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健 福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・ 救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節 <u>第5、第6、第7によりDMAT、DPAT、こども支援チーム</u> の派遣要請を行うほか、次により応 援要請する。			
要請機関	要請内容	摘 要	連絡担当課
(略)			
災害派遣医療チーム (DMAT)	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活 動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康 管理	広島県地域防災計画に基づき、本市 より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
<u>(新規)</u>			
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	精神科医療・精神保健 活動支援	「第6 DPATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神 保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身の ケア	「第7 こども支援チームの派遣要 請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
<u>(新規)</u>			
(略)			

修正後			
修正理由 現状に即した修正			
第5 DMATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市民病院・安佐市民病院》 (略)			
第6 DHEATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局医療政策課、健康推進課》 <ol style="list-style-type: none"> 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動 が十分に行えない場合は、国へ災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣要請を行う。 保健医療担当局長は、国からの要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。 			
第7 DPATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局精神保健福祉課、 <u>健康推進課</u> ・精神保健福祉セン ター》 (略)			
第8 こども支援チームの派遣要請及び活動支援 《こども未来局こども・家庭支援課》 (略)			
第9 DWATの派遣要請及び活動支援 《健康福祉局健康福祉企画課》 <ol style="list-style-type: none"> 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行 えない場合は、県へ、災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣要請を行う。 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、災害派遣福祉チームの活動支援を行う。 			
第10 医療機関等への応援要請 《健康福祉局 <u>健康福祉企画課</u> ・地域共生社会推進課・医療政策課・精神 保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警 防課・救急課》 大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節 <u>第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWAT</u> の派遣要請を行うほか、次により応援要請する。			
要請機関	要請内容	摘 要	連絡担当課
(略)			
災害派遣医療チーム (DMAT)	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活 動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康 管理	広島県地域防災計画に基づき、本市 より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
<u>災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</u>	<u>保健・医療の指導調整 機能</u>	<u>「第6 DHEATの派遣要請及び活 動支援」参照</u>	<u>健康福祉局医療政 策課・健康推進課</u>
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	精神科医療・精神保健 活動支援	「第7 DPATの派遣要請及び活 動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神 保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身の ケア	「第8 こども支援チームの派遣要 請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
<u>災害派遣福祉チーム (DWAT)</u>	<u>災害時要配慮者に対 する福祉支援</u>	<u>「第9 DWATの派遣要請及び活 動支援」参照</u>	<u>健康福祉局 健康福祉企画課</u>
(略)			

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第1.9節 住宅等応急対策	頁 209
<p>第2 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》 (略)</p> <p>2 建設方法 (略)</p> <p>(2) 建設基準 (略)</p> <p>イ 1個当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、法及び期間並びに実費弁償の基準（令和4年3月31日内閣府告示第37号）に基づき、<u>6,285,000</u>円以内とする。</p>	

修正後
修正理由 内閣府告示に伴う時点修正
<p>第2 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》 (略)</p> <p>2 建設方法 (略)</p> <p>(2) 建設基準 (略)</p> <p>イ 1個当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年6月16日内閣府告示第91号）に基づき、<u>6,775,000</u>円以内とする。</p>

修正前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請		頁 226	
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等			
	所管局・課	協力内容	団体名
(略)			
水道局	(略)		
	維持課	応援給水の実施	呉市
	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県、福山市、呉市、尾道市、 <u>三原市、府中市</u>
		資料編参考水維-1	資料編参考水水-1
(略)			

修正後			
修正理由 広島県水道広域連合企業団の設立及び三原市と府中市の脱退に伴う修正			
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等			
	所管局・課	協力内容	団体名
(略)			
水道局	(略)		
	維持課	応援給水の実施	呉市
	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県水道広域連合企業団、 福山市、呉市、尾道市 <u>(削除)</u>
		資料編参考水維-1	資料編参考水水-1
(略)			

修正前				
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請	頁 227			
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	(略)			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考危予-27
	<u>(新規)</u>			

修正後				
修正理由 協定の締結に伴う修正				
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	(略)			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考危予-27
	災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考危予-28	

修正前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請		頁 229	
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
(略)			
健康福祉局	医療政策課	(略)	
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部 会 <u>(新規)</u>
			資料編参考 保環-1

修正後			
修正理由 協定の締結に伴う修正			
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略) 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) (略) (2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
(略)			
健康福祉局	医療政策課	(略)	
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部 会
		<u>災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等</u>	<u>一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会</u> 資料編参考 保環-2

修正前				
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請		頁 230		
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略)				
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。				
(1) (略)				
(2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
(略)				
水道局	(略)			
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維-2
		<u>(新規)</u>		
		<u>(新規)</u>		
(略)				

修正後					
修正理由 協定の締結に伴う修正					
第1 公共的団体等への協力要請 《危機管理室》 (略)					
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。					
(1) (略)					
(2) 民間団体					
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		
(略)					
水道局	(略)				
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維-2	
		災害時等の応急給水場所の提供		日本郵便株式会社	資料編参考水維-3
		災害時等の応急給水場所の提供		㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考水維-4
(略)					

修正前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第3節 津波災害の予防対策	頁 250
第1 津波に対する防災意識の啓発等 (略) 2 津波災害に関する知識の普及 (1) 津波災害の危険性等の周知 (略) イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 <u>(新規)</u> の発生の可能性など、津波の特性に関する情報	

修正後	
修正理由 国の防災基本計画修正に伴う修正	
第1 津波に対する防災意識の啓発等 (略) 2 津波災害に関する知識の普及 (1) 津波災害の危険性等の周知 (略) イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> の発生の可能性など、津波の特性に関する情報	

修 正 前	
震災対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	頁 262
第5 津波避難対策 (略) 5 津波発生時の応急対策 《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 (1) 避難指示等 気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に避難指示を発令する。 また、河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。 国外での地震(新規)による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合は、必要に応じ、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	

修 正 後	
修 正 理 由 国の防災基本計画修正に伴う修正	
第5 津波避難対策 (略) 5 津波発生時の応急対策 《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 (1) 避難指示等 気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に避難指示を発令する。 また、河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。 国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合は、必要に応じ、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	